
平成27年 第6回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第4日)

平成27年9月10日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成27年9月10日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 上程議案委員会付託
-

出席議員(14名)

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 青砥日出夫君
9番 細田元教君	10番 石上良夫君
11番 井田章雄君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 秦伊知郎君

欠席議員(なし)

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 唯 清 視君 書記 岩 田 典 弘君
書記 中 上 和 也君

説明のため出席した者の職氏名

町長 坂 本 昭 文君 副町長 陶 山 清 孝君
教育長 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 吉 原 賢 郎君
総務課長 加 藤 晃君 行財政改革推進室長 三 輪 祐 子君
企画政策課長 上 川 元 張君 防災監 種 茂 美君
税務課長 伊 藤 真君 町民生活課長 山 根 修 子君
教育次長 板 持 照 明君 学校教育室長 水 嶋 志都子君
病院事務部長 中 前 三紀夫君 健康福祉課長 山 口 俊 司君
福祉事務所長 頼 田 光 正君 建設課長 芝 田 卓 巳君
上下水道課長 仲 田 磨理子君 産業課長 頼 田 泰 史君
監査委員 須 山 啓 己君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は 13 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

7 番、杉谷早苗君、8 番、青砥日出夫君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、前日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

まず、12番、亀尾共三君の質問を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 改めて、この場からおはようございます。12番の亀尾です。議長から許可を得ましたので質問をいたします。

政府は人口減少社会への対応として地方創生の政策を進めようとしています。地方自治体はそれぞれの施策で人口減少の歯どめを図っております。本町でも将来の人口推計も減少の試算が示されております。この先、安心して暮らせる施策にすべきと考え、次の3つについて質問します。どうぞ答弁よろしくをお願いします。

まず1つ目は、巡回ふれあいサービスの利用向上を求めてお聞きします。

1つ目、6月議会でふれあいバスの利用率向上のために高齢者の無料化を求めて質問いたしましたが、持続性を理由に否定されました。しかし、町民の移動手段を目的とされた事業の取り組みであり、経営の重視よりも利用率の向上を図ることが大切だと思ひまして問います。ふれあいバスも運行について町民にアンケートの実施を求めることではないでしょうか。どうでしょうか。

2つ目として、テストとして一部のコースを米子市までの運行をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目に、県で策定予定の地方公共交通網形成計画の検討状況はどうなっているのでしょうか。そのことについてお聞きします。

大きな2つ目には住宅施策について問います。これまで町は、民間企業に委ねて宅地造成、賃貸住宅等で人口増加を図ってきました。しかし、今現在あります町営住宅の環境は悪いところが多々あります。以前から指摘しております。室内に湿気が多く、そのためにカビの発生で健康を害している方もあります。また、洗濯機の置く場所がないなどの根本的な手だてが必要であります。これは、この声は議会のほうで住民の声をきく会でも出たことであります。また、違った面から、自分自身で家を所有されている方、いわゆる持ち家の方ですね、町内の高齢者世帯の中で独居、あるいは老夫婦暮らし、老々暮らしのお宅を訪ねますと雨漏りだとか、あるいは床の修理など住宅の傷みに対応ができず、このことを放置すれば健康にも悪影響を与えることが予測できます。民間活力による住宅施策よりも行政が公営住宅を基本にし、あわせて高齢者の住宅修理の

支援をすべきであり考えを問うものであります。

まず1つ目、以前の議会で町営住宅の改築、払い下げの考えを明言されました。その後、具体化にはどのように進んだのかお聞きします。

2つ目、高齢者の住宅支援の考えをお持ちでしょうか。お聞きします。

大きな3つ目は、子育て支援の充実を問います。全国の自治体の子育て支援について、それぞれに特徴のある施策を打ち出しており、若者の定住の促進の一つにしております。本町でも小学3年生までを対象に、学校で使う用品の一部を行政が支援をしていることが大変喜ばれております。この支援策は町独自のオリジナルの、全県にはかきないオリジナルな支援だと私は思っております。さらに支援の充実の促進を求めて問います。

まず1つ目、小学3年生までの学用品の支援の対象学年の引き上げを求めるものですが、いかがでしょうか。

2つ目は、この間ずっと一貫して申し上げております学校給食費の無料化を求める考えはないでしょうか。このことについてもお聞きしますので、どうぞよい答弁を期待しております。よろしく申し上げます。

この場での質問は終わり、答弁を得た上で再質問で深めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾共三議員の御質問にお答えしてまいります。

最初に、循環ふれあいバスの利用向上を求めるといことでございます。鳥取県では今年度、まちづくりと連携して面的な公共交通ネットワークを再構築するため西部地域を対象に、鳥取県西部地域公共交通網形成計画を策定することとして、地元の行政、民間会社、学識経験者、利用者などで構成する鳥取県西部地域公共交通活性化協議会を設置し、検討を進めております。南部町もメンバーとなっておりますが、この協議会の取り組みとして、去る7月18日から31日まで圏域住民1万1,390世帯と民生児童委員を対象に公共交通に関するアンケート調査を実施しており、南部町でも1,200世帯が対象とされています。アンケートの中では、ふれあいバスを含む路線バス全般について利用の状況、利用料金や便数などのサービス水準に対する満足度と改善策などをお聞きしておりますので、この調査により、町民ニーズを分析してまいりたいと考えております。

回答の一端を御紹介しますと、公共交通のうち、バスを利用すると回答した割合は西部圏域9市町村の中で南部町が52.1%と最も多くなっております。また、バスを利用しない人のうち、

今後バスのサービスがよくなれば利用するかどうか尋ねたところ、利用すると答えた割合は南部町では42.7%あり、サービスの改善により利用者が拡大する余地があることがわかります。バスのサービス水準については、全体の集計で満足、やや満足が不満、やや不満を上回っているのは運賃、運行経路、目的地までの乗車時間、始発便の時間で、不満、やや不満を上回っているのは最終便の時間、バスとバスの乗りかえとなっており、最終便の時間や乗りかえの便の改善を利用者が求めていることがわかります。なお、南部町では、運賃について逆に不満、やや不満の方が上回っていますが、これは路線バスも含めた回答ですので、必ずしもふれあいバスのことを指してはいないと思われます。

テストとして一部のコースを米子市まで運行するよう求めるということですが、現在、町内を循環しておりますふれあいバスは、道路運送法第78条、第79条の市町村運営有償運送という制度を利用して運行しております。この制度は交通空白地域において、民間の路線バスだけでは地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保することが困難となっている場合に、当該市町村が運行主体となっていく有償手段です。ふれあいバスの路線の一部を変更し、米子市まで運行する場合は、米子市と南部町の各地域公共交通会議の承認をいただく必要がありますが、現に民間路線として御内谷線や法勝寺線が運行しており交通空白地域とは言えないため、その必要性の面で承認をいただくのは難しいのではないかと思います。

以上、法律の話でございますけれども、以前にも答弁したとおり、ふれあいバスと路線バスとの相互乗り入れに関しては、私は現在、日ノ丸バスが運行されているバス路線は住民の公共交通機関としての役割や期待を担っていると考えておりますので、路線を維持し、存続していくことに努力をしていかなければならないと思います。ふれあいバス路線と日ノ丸バス路線とか競合するような運行については、利用者の取り合いをすることとなり、結果的に日ノ丸バスを圧迫していくこととなりますので、避けなければならぬと考えております。利便性の向上ということについては、これは大切なことでございますので、今後、鳥取県西部地域の公共交通網形成計画を策定していく中で検討していきたいと考えております。

県で策定予定のその地域公共交通網形成計画の検討状況でございますけれども、ことし4月9日に第1回、8月18日に第2回の協議会を開催しております。第1回の会議では協議会を設置するとともに、協議会の取り組み内容や全体のスケジュールについて検討を行い、第2回の会議では先ほど答弁しましたアンケートについての中間報告や先進地の情報提供などが行われております。今後は都市部、西伯郡、日野郡の3つの分科会に分かれてアンケート結果の分析や課題の整理等を行い、また全体会を2回程度開催し、基本的な方針や計画の目標を検討したり、目標を

達成するための評価指標の検討を行い、交通網形成計画を策定する予定であります。

次に、住宅施策についてでございます。平成26年12月議会で町営住宅について御質問をいただき回答をいたしました。その後の進捗ぐあいについてお答えします。

まず、現状の町営住宅について御説明いたしますが、昭和の時代に建設した住宅は、その当時の時代背景により、洗濯機置き場のないものや風呂釜の設置のないもの、壁材の関係で結露が発生しやすいものなどハード面での今の時代と大きく違い、入居されている方に御不便をおかけしていることは認識はしておりますけれども、現状でお住まいされている中で抜本的な内部の改修工事は現実的ではないと考えております。しかし、できる範囲において、例えば平成22年までに全戸のトイレを水洗化するなど居住性の向上もはかっておりまして、全く手つかずでいるということではございません。前回御質問のときにもお答えしましたが、町が管理する町営住宅の大半は昭和の時代に建築したものであり、先ほど述べましたハード面のほかにも老朽化が進んでいる現状から、それらを全面的に修理することとなると大規模なことになり、多額の費用も必要になります。次を見越した計画が必要となるわけでありまして、それには当然、払い下げ及び建てかえを含む町営住宅の今後のあり方、全体計画を立てることが重要であり、入居者に御理解をしていただけるよう検討していきたいという方針は変わっておりません。

8月末現在での進捗状況についてですが、各団地の修理が必要な箇所などを洗い出すため調査しているところであります。団地数も多いことから順次調査を進め、ことし12月中には全ての住宅の調査を終える予定でございます。修繕、払い下げの計画を立てるに当たっては立地、規模、経過年数、今回の調査結果による今後の修繕費などを総合的に考慮し、今年度内には策定したいと思っております。

次に、高齢者の住宅支援についてですが、議員の御質問は、個人の所有する住宅に対して町が修繕などの支援を行うべきだということかと思っております。現在、介護保険制度において要支援、要介護者に対しては段差の解消、手すり設置など限定した工事に対して支援は行われているところですが、雨漏り、床の修理といった全く住宅修繕というものに対する補助の制度はございません。町として、個人資産の住宅に対して高齢者の方に限定した住宅リフォーム助成制度の創設も今のところは考えておりません。県産材の活用による補助制度など既存制度をうまく利用していただき、修繕していただけたらと思っておりますので御理解をお願いします。

町営住宅は年齢に関係なく、現に住宅に困窮されている低所得者の方に入居いただくものですが、議員御指摘の雨漏り、床などの修理ができなくて住宅の傷みがひどく、生活もままならないという高齢者の方に限りませんが、そのような方がおられましたら、これまで生活され

てきた我が家に対する愛着もおありでしょうから、当面町営住宅へ入居していただくことも必要であろうと思いますので、個別に御相談をいただき対応したいと考えますのでよろしくお願い申し上げます。

子育て支援の充実については、教育長のほうから答弁をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 子育て支援の充実に係る御質問にお答えをしております。

まず、小学校3年生までの学校用品支援の対象学年引き上げを求めるとの御提案でございます。本町ではこれまで、経済的な理由により、一定の支援が必要と思われる御家庭につきましては要保護、準要保護家庭として教材費や給食費等助成をさせていただいてまいりました。しかしながら、昨今の若年層所得の低迷や所得格差という社会状況を受け、昨年度より保護者の学校教育に係る経済的負担の軽減策として、小学校1年生から3年生までの教材費を無償とし、小学校1年生では年額1万4,000円、2年生、3年生では、それぞれ年額1万2,000円を町費で予算化をさせていただいております。また、会見第二小学校を除く小学校2校において、全学年で集金いたしておりました学級費につきましても同様に廃止とし、予算化いたしております。

御提案は対象学年の引き上げを求めるとのことですが、新年度での拡充は現段階では考えておりません。こうした教材費の無償化は県内では本町のみと承知いたしておりますので、さまざまな観点から保護者の皆様に係る今後の社会情勢をしっかりと見きわめ、あわせて他の子育て支援施策との連携にも配慮しながら、御指摘の点につきましては適切に判断をしてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

次に、学校給食の無料化を求めるとの御提案でございます。本件につきましては、一昨年12月、昨年9月、本年3月と3回にわたって同様の御提案をいただき、その都度お答えをさせていただいております。はしょったお答えとなりますが、御了承いただきたいと思います。

保護者の皆様から給食費をいただくことにつきましては、学校給食法の定めに従っていただいている旨、幾度となくお話をさせていただきました。そして、経済的な理由により一定の支援をさせていただいております御家庭につきましては、給食費を含めて助成させていただいていることもお答えをいたしました。議員もよく御承知のことでございます。また、先般の消費増税に対応しましては町の一食単価補助を増額し、保護者の皆様の御負担額を据え置かせていただきましたし、西部町村管内での給食の保護者負担額は2番目に低いことも議論を深めさせていただく中で御説明をしております。さらには、社会の一般的な考え方に対する認識についても、これまで答弁をさせていただきました。

こうしたことから、これまでもお答えをさせていただきましたように、学校給食費を無料とすることは現段階では考えておりませんので、御理解いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君の再質問を許します。

亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 3点について答弁いただきました。私がこの質問の一番柱にしているのは何かといいますと、いわゆる地方創生の中の大きな柱は、やはり将来の人口が、それぞれの地域でも減るということが試算されておりますね。私は、町が永続的に成り立っていくために、やはり一定の人口がないと立ちませんので、言わんとするところは新しく入ってこられる、転入される方は大いにどんどんふやすことだけでも、もう一点は裏側から見ますと、転出する人をいかに食い止めるのかと、この両方を合わせたのを3つの質問の中の基点にしているわけです。

そこで、それぞれの項目について再質問いたしますが、まず、ふれあいバスのことなんですけども、先ほど私が質問の中で触れましたアンケートの実施ということを行いましたら、町長答弁では西部というんですか、こちらのほうで7月18日から31日までにアンケートを行って、これは抽出だと思っただけなんですけども、町民では1,200人を対象にアンケートをとったと。その中でバスの利用が52.1%、よくなれば42.7%という結果をお聞きしました。私はこの2つをかなえるためには、もっと利用を深めるということになれば、やはりテストとして全路線とはいいませんが、一路線でも米子まで直行することをすれば利用者もふえますし、もちろんそれによって収益も上がるというぐあいに思っただけです。そういう中から私はぜひテストとしてやっていただきたいということ。町長の答弁では、町の意向で、はいじゃあやりますということにはいかないということは、法律的にも十分それは簡単にはできないということもよく知っております。ただ、今後の協議の中でもしたいというようなことを言われたと私は理解しております。そういう中で、ぜひやられたらどうでしょうかということをお聞きします。

ちなみに、私はこの決算報告書の中で見ますと、運賃の収入が311万2,690円、それから県の補助が587万8,000円、それから安来市の負担が15万3,000円、これは巡回バスですね、ということになってるわけなんです。そういう中から、ぜひこれも含めて、路線バスの運賃も含めてです。路線バスに出しておられるお金も含めて検討していただきたいと思っております。それから、公共交通の、いわゆる日ノ丸バスですか、そこに町としての支出をされていることで、運行の委託料が2,410万8,769円ってということなんです。それで、一般財源が出されておりますのが1,539万7,187円ってということが一般財源から出しておられるわけですね。そういうことからいっても、財源的にはそう大きな負担ではないのではなかろうかというぐらいに思

うわけです。ですから、私はぜひ米子市と積極的な立場で一路線でも変えると、直行するという考えを再度お聞きしますが、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほど御答弁を申し上げましたように、そのようなことはできない、そのように答弁をいたしました。もう一度申し上げますと、道路運送法の78条、79条の市町村運営有償運送という制度を利用して運行しておると。この制度は交通空白地域においてということになっております。日ノ丸バスが現に運行していて、そこに支援をしながら、一方でまた町のバスを走らせるというような矛盾した話はないというように思っております。

それと、亀尾議員も御存じだと思いますけれども、南さいはくの振興協で運行しておりますバスがありますけれども、これも地元の皆さんは直接、法勝寺や米子まで乗せてほしいという要望が非常に強いわけです。しかし、路線バスを潰してはいけんと、乗る人がそれだけ少なくなりますから、路線バスを潰してはいけないということでバス停までにしているわけ、バス停までに。そういうみんなが努力をして、この基幹となる路線バスを守っていかないと住民の足を守っていくということには全体としてならないと思うわけです。日ノ丸バスが全部撤退すれば、これはおっしゃるようなことも当然考えなければいけませんけれども、現に日ノ丸バスが運行していて、そして住民の多くの皆様がその運行を頼りにして通勤や通学、さまざまなことに利用しておられる実態がある中で、さらなるその利便性を求めて、ふれあいバスを米子のほうまで走らせるっゅうような話はありませんというように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私も町長の答弁には全部じゃないですけども理解するものです。私これを、表を見ますと、決算の中のね、確かに東長田線だとかあるいは上長田線、大きな線もですね、上長田線、それから法勝寺までの法勝寺－米子間、これではね、はいじゃあ、この経路、路線を米子までということになると競合ということになるというぐあいには、もちろんそう思います。ただ、御内谷線ですね、これ見ますと、これが御内谷線の中で米子高校というのがありますけども、それは別として、これは競合部分がもう全くないとは言いませんけど非常に少ない、わずかだと思えます。そういうことでテストケースとして、そのことについてでもね、法的には確かに難しいということをおもいますが、ここは御内谷線は日ノ丸バスが、この御内谷の路線だけは日ノ丸バスは、この方面はこれしかないですね、この路線は。だからそれだけでもどうなんでしょうか。そうすれば、いろんな自転車を持ち込むバスの改良をされてやってるとか、そういう状況もありますね、高校生向きだと思ふんですが。そういうことで私は話し合いを持つべき

だと思うんですけども、全くそういう気はないでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。御内谷線だけでもテストでできないかという御質問でございますけれども、御内谷線につきましても、ほかの線と同じように日ノ丸バスが日に6便ですね、6往復運行をしております、交通空白地域とは言えないという法律上の要件もございます。また、御内谷線の存続委員会ということで地元の富有の里や手間山の協議会のほうで熱心に取り組んでいらっしゃる、路線を守るための取り組みをしていらっしゃるというような状況もございますので、町営バスをテストとはいっても運行することで日ノ丸バスとお客様をとり合うようなことになってはいけないというふうに思いますので、議員がおっしゃるような運行をするような予定はございません。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私が申し上げてるのは、日ノ丸バスがそのまま走ってるのに新たに巡回バスも米子までやれっていうのではなくって、御内谷線をね、これ日ノ丸を今ののを巡回バスのほうへ切りかえるということで、競合でって意味では言ってるわけではないんです。必ずしもそれをやったら、いわゆる旧会見側の方が運動をやっているのにけしからんって思いはないと思うんですけども、課長、私のことが言ってるのはどうでしょうか。競合でなくて単独でって意味で私は言ってるわけじゃないんですが、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。この公共交通の問題は非常に複雑に絡み合ってます、例えば、南部町で現在タクシーがなくなりました。いろいろ、けんけんがくがく、この公共交通、タクシーに対する補助であったり、そういうことも含めてやるべきではないかという議論もありましたけれども、時既に遅く民間は撤退を決めたらもう早速撤退をしてしまいます。公共交通、民間がやってる公共交通をいかに守っていくかというのは、言ってみれば住民の皆さんからいただく税金をどう使っていくのかってということにもかかわってくると思います。もしなくなった場合に、ではその代替交通を南部町が町営の交通網で整備していくということは、余りにも負担が大き過ぎるのではないかというぐあいに思います。日南町が地域の駅までを中心にしながらやる交通網、しかし、南部町の場合には、どうしてもその中心地というのは米子市に向かっているというぐあいに思っています。そうすれば、米子市まで南部町がその公共交通網をつくり続けるということは非常に無理があるのではないかと。したがって、これまで言ってますように日ノ丸バスというバス運送を使いながら、皆さんにもできるだけ有効に使っていただきながら、

これまでなかった巡回バスの機能を使いながら高齢社会にできるだけ対応していきたい。タクシー機能というものについては今後、先ほど言いました県が調べてますアンケート調査やその答申によって今後どのような展開を考えていくのかということは、これは課題でございますけれども、町が全てをやるとということには無理があるということを御理解いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） バスのことはなかなか平行線ですので、こちら辺で次の課題に移りますが、私は先ほどありましたように今後の協議会の中で、いろんなことで、3町ですか、検討を行うということでありまして、米子市のほうへも含めて今後やっぱり町民の利便性、移動の利便性ということについて研究、積極的な意見を申し述べていただきたいということをお願いいたします。

次に、住宅の件について質問を移したいと思います。最初に申し上げましたようにね、町は定住促進のために若者向けの住宅を推進するというところでやっておられます。私は、このことも大変必要なことであると思うんですけど、あわせて町営住宅というものがあるわけですから、ぜひこれをやっぱり進めていただきたいと、このように思っているわけなんです。

そこで、この決算の中のページをめくってみますと、町営住宅についてはこういうことが書いてありますね。現存する町営住宅は150戸、その中で入居利用されているのが123戸、あいているのが21戸というぐあいに記録されております。事業内容を読ませてもらいますと、こう書いてありますね。健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とします、このように示されております。でね、私、非常に心がどおんと疲れて、そうだな、で常にね、よく私は、今はやめましたけれども、商売してるときに住宅のお客さんに行くと、まあ、これはひどいとこだなというぐあいに感じておりました。すばらしい文化的なとこだなというのは、全面的にそういうので、落合の新しく建てかえされたところ、あそことか、あるいは城山で建てかえされた、あそこなんかはね、ああ、これは非常にいいなと思うんですけども、旧のままの町営住宅、これ見ますと、これが本当に文化的な、この目的で書いてありますようなことに足りるだろうかというぐあいに改めて思うわけなんです。

そこでお尋ねするんですけども、私は住宅に対するこの決算を見ますと、こうなってるんですよ。住宅のことなんですけども、お金の出入りのことなんですけど、町営住宅の場合、使用料が360万1,977円、一般会計からはゼロですね。それで、費用のほうは同じく同額ですね、360万1,977円。その中で内訳は、需用費が224万6,134円、役務費が60万2,543円、使

用料と賃借料が71万4,420円、工事費がゼロとなっております。これ工事費がゼロということとはね、せっかく使用料を収入してるんですから、工事費ゼロなんていうことはちょっと異常じゃないでしょうか。私は、傷んでるところについてはそれなりの手だてをしてね、少しでも文化的な生活を営んでいただくということを町がやるべきではないでしょうか。そのことが所得の低い人も、この南部町へ暮らしてみたいなという気持ちが起こるんじゃないでしょうか。その点について町長、どう感じておられるでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。今、御指摘のありました工事費の問題ですが、大体工事費につきましては大きなものといいますか、規模の大きなものを計上しまして工事ということで分けておりました、小さな傷みのあるところとかになりましたら需用費の中の修繕費の部分で対応をさせていただいております。それと、工事につきましては屋根、壁、いずれにしても大きな金額になっていきますので、これにつきましては、町長答弁で申し上げましたように調査をしながら、無計画で直していくというわけにはいきませんので、順次計画を立てて計上していきたいというぐあいに考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私が需用費の中に工事費は含まれてるだろうとは思っておりました。例えて言うと、大きな直し、そういうものにあつたらと思うんですけども、ただ、工事費として上げていることが一つの、何ていうんですか、即応する工事のことにすぐ手だてができるんじゃないかというぐあいに感じて聞くわけですが、その点については課長、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 緊急性のあるものにつきましては、補正等で対応もしていくことができますので、その辺で対応したいというぐあいに考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） カビの発生なんですね。これ以前からそうだったんですけども、最近になって気象現象が変わってから起こった問題じゃないです、以前からずっとあった問題です。一人の方で町民の声を聞く会では、これがもとでぜんそくになったと、医者さんに診てもらったら、やっぱりカビとかそういうことが原因ですよと言われたんですよ。そういう点から言えば、健康に対しても非常にやっぱり気を使うべきではないかというぐあいに考えるわけじゃないですか。このカビ対策については、何かカビとりのそういう塗料というか、何かそういう建材もあるように耳にしてるんですけども、その点について何か研究されることはありませんでしょ

うか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） カビの問題、湿気の問題につきましても、町営住宅いろいろありまして、何か所かで確認がとれております。町としましても、そこら辺のこの対策につきましてもは考えておまして、今年度については、いろんな方法があると思いますが、今、先ほど言われたように壁材の塗料というようなやり方もあると思うんですが、今考えてやっておりますのが床下のほうに防湿ということで、ちょっと施工を試験的にやっております、そこら辺で効果がまず確認がとればそれを広げていきたいというぐあいに動いております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 時間がもうあとわずかですが、試験的にでもですけども、どうでしょうか、12月までに全部を調査して手だてというんですか、方針というものを出したいということで策定するという答弁だったんですね。それで、私、聞くんですけども、いわゆるその結果、改修あるいは払い下げとか、改修といっても建てかえとかそういうことも含めてなんですが、これやっぱり十分気をつけていただきたいのは、基本にしていきたいのは、一方的に有無を言わず、その入居者にやってしまうというのではなくて、十分現状を話されて理解をいただいて認識のもとに進めていただきたいと思うんですが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。現在7月までに外観の調査のほうを終えましたので、これから12月までにいってというのは内部調査のほうを戸別のほうで調査をさせていただきたいということです。それで、答弁しましたように今年度内には策定をしたいわけですが、こちらも入居者の方に御理解をいただくようお願いをさせていただきましたように努力をしたいというぐあいに考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） もう時間がわずかですが、ぜひ納得の上に進めていただきたいということを申し述べて、次の学校関係のことについてお聞きしますので、よろしく願います。

まず、小学校の学用品ですね、これについての3年までの、非常に私も聞きますし、実は内輪の話ですけども、私の孫が町外の学校に行っております。その親に話しますと、いいなというね、いいな、南部町はというそういう声であります。だから非常にこのオリジナルの支援というものは私も評価してるわけです。評価の上に学年を1学年でも、今年度はあれですから来年度からでも、年度ごとにやっぱり引き上げていくべきだということをお願いしたいと思う。ちなみに、お

金のことを言われましたけれども、2、3年がそれぞれ1万、うそだった、1万2,000円ですね、次、4年生も上げれば一つが1万2,000円になるんで全児童から掛け算すると幾らになるかは町負担がわかりませんが、ぜひ来年度に向けて予算の策定、もういずれ入られると思うんですが、そういう考えはないでしょうか、1学年でも上げるという。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。小学校の低学年の、特に1年生は入学に係る費用もたくさんかかるというところで保護者の方の経済的な負担を軽減するために、主に低学年、1年生から3年生までの軽減をというところでスタートをしておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほども申し上げましたけども、全国的に子育て支援という面からいろんな施策をやっておられますが、これまず全国に誇れると言っちゃあ大げさかもしれません、非常にいい制度だと思うんです。だからこれは、やっぱり広げていただきたいなということ強く要望をしておきます。できれば来年度の中からも加えていただきたいと思いますが、ネックになってるのは一体何でしょうか、一つ。お金の問題でしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。ネックになっとるのはお金のことかということなんですけど、もちろん基本的に予算の範囲内でさまざまな施策に取り組むわけでありますから、非常に重要な観点であるというぐあいだと思っております。このことについて議員さんのほうには、ある種そういう好意的なお声も届いておるようでございますけど、私はあんまり好意的な声を聞いておりませんですね、ええぐあいにしたなみたいな話、実は全くないものでして、どんなくあいにPTAの方がお受けになってるのかななんてやなところも少し気になっております。

で、予算を拡充をしていくということの一つの考え方は当然あるんだろうというぐあいに思っていますが、もう一つ、私が私自身の課題だと思っておりますのは、いわゆる教材費として保護者の御負担をいただくわけでありますけれども、例えば給食費でありますと、給食運営委員会にお諮りをしながらまとめていただいて、教育委員会のほうにこういう単価が適切じゃないかということでお答えをいただいて、最終的に教育委員会で決めさせていただいております。あとは教材費につきましては、実は学校の中でどの教材を使うのかということをしつかりと吟味をしながら、その積み上げたものがいただく教材費の単価になっているということでございます。私が少し気に

なっていますのは、いわゆるその学校の教員だけでそのあたりのところが決められているところを少し改善というのか、どうあるべきなのかなっていうことを考えてもみたいないうぐあいに思っています。そのあたりのところから、そもそもの教材費の単価というものの仕組みもあわせて検討をしながら保護者負担の軽減といいたいでしょうか、適切な保護者負担ということについてのあり方を考えていきたいというぐあいに思っております。2つの方向で考えていかなければならないのかなというぐあいに思っています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 教育関係で特に教育長、次長に申し上げたいんですけども、やはり全国的にもオリジナルでやってる支援というのは、積極的に南部町はこうやってるんだよということを町外の保護者の方にもやっぱり宣伝というんですか、PRというか、そういうことをやっぱりする必要があると思う。それがひいては、このためだけで南部町へ保護者と子どもと一緒に移り住むということはないかもしれませんが、しかし、こういういい制度があるということは、やっぱりどんどん宣伝すべきだと思いますよ。観光でいろんなことをやられます、かなりの金額をつぎ込んでやっておられますが、しかし、地道に成果のあるようなことをやっぱりやるべきだというぐあいに私は思うんですよ。

もう一つなんですけども、これに関連してですけども、教材費のその単価というのは結局あれですか、どの教材を、例えばドリルなんか、私のとこで扱ってるとこだったら、ここの会社のドリル、ここの会社のドリル、単価が違いますよね。そういうことのやっぱり吟味もすべきだという意味で教育長さんはおっしゃったんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。一つの例として、そういう格好になろうと思っています。教材費そのものが子供たちの学習をより深めたり支えたりという形でのそういうものにかかわる経費ということでございますから、そのものの適正なものを使うということに関しては、この昨今の時代からすれば、やはりいろいろなお立場の皆さん方の御意見も頂戴をしながら、あるいはその使った教材がどの程度活用されたのか、そういうようなこともきちっとやっぱり何というか、整理をしてやるべき、やるべきっていうか、そのことを明らかにしながら保護者の皆さん方から適切な御負担をいただくというようなことを、やはり配慮をしていく必要があるんだろうなというぐあいに教育長としては認識をしておるところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 学校給食については従前と変わらんような答弁でしたが、私はこ

れもオリジナルとしてやっぱりやっていきたいと、引き続いて質問で取り上げたいと思います。要は困るんだけど、しかし現状とすれば人口減少に伴って、やはり児童・生徒も減っていくということになると思うんです。財源もそれだけ減るかもしれませんが、しかし、そういう中でも工面してやっぱりやるべきだというぐあいに思います。

あと時間がわずかですが、実はおとといの総括質疑の中でも私、取り上げたんですけども、不用額が2億3,000万から出ておりますね。それをやっぱり町長自身も監査のほうへ、執行について、こだけ違っているのは非常に申しわけないことであったということ町長自身もおっしゃったわけですね。私はですよ、お金を組まれた以上は全部使えと、不用額を出すな、予算化したものは全部、残りそっくりゼロまで使えということは申し上げません。無駄なことは、やっぱり余ったことはきちんとして不用額として上げるべきです。私が言いたいのは、不用額がこだけ出るのであれば、その都度議会を開いたときに変更して、住民が要求することにやっぱりお金を回すべきだと思います。

最近の例なんですけど、実は原工業団地の再整備事業でありましたね、資料が。それで、この中で工事費負担費として1億1,800万円が上がってございましたけども、ところが入札の結果によって、入札でできたのは幾らかというと6,890万4,000円、つまり差額が4,900万から余ってる、できた、不用というのはおかしいけども、こだけ余裕ができたんですよ。これは、内訳を見ますと、県の補助金が50%、半額、2分の1ですから割りますと、町の一般財源の持ち出しが2,454万8,000円浮くわけなんです。そういう金がもうはっきりした時点でやっぱり議会で開いて、それを先ほど申し上げましたような状態のところにお金を使っていく、これが町民が本当に税金、国から来るお金も、また町民から納めている税金の有効的な活用ではないでしょうか。それがやはり魅力ある将来の町づくりのために大きな魅力になるんじゃないでしょうか。そのことが人口減少を食いとめる一つの要因になるんじゃないかと思うんですが。

来年度の予算のもう予算立てというものができるとは思います、私は予算を組まれるのはもちろんそうですが、必要なこと、町民の転入が、ふえるため、また今住んでおられる町民の方が転出をされる、いかにそれを食いとめるかということ、このことをぜひ念頭に置いて予算立てをしていただきたい、このことを強く要望して、もう時間がありませんので、ぜひこのことを基本に予算立てをしていただくことを強く要求して、私の質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で、12番、亀尾共三君の質問を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は10時20分にします。

午前10時01分休憩

午前10時20分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

13番、真壁容子君の質問を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ただいまより、2点にわたって質問いたします。答弁をよろしく
お願いいたします。

まず、第1点目、安保法案について町長の見解を求めます。衆議院で強行採決された安保関連法案が参議院で審議されています。特別委員会では政府がまともな答弁ができなくなり、これまで77回、きょうの新聞では100回と書いてありましたが、審議が中断するなど政府の行き詰まりが露呈してきたことは明らかではないでしょうか。政府が法案の根幹部分について整合的な答弁ができなくなってきたこと、法案が自衛隊の軍事行動について歯どめを持たないこと、米軍の指揮下での自衛隊の暴走などが明らかになってきたことがその原因ではないでしょうか。

このような国家の動きに対し、町内でも廃案を求める声が大きく上がってきています。それは党派を超え、これまでにない大きな動きになっています。多くの町民は今回の法案が日本を再び戦争のできる国に変えてしまうのではないかと、その本質を見抜いてきているのではないのでしょうか。町内でも高校3年生を対象に自衛隊が勧誘をしている現実が出てきています。今後の町民の生活にも大きな影響を及ぼしかねない今回の法案に、町民を代表して町長が国に対して廃案を求めることを求めたいと思います。

まず1点目、憲法違反と前回の議会でも町長は認識を示されました。憲法違反とされる今回の法案を上程、審議することについて憲法、地方自治法を遵守すべき立場の町長の見解を求めたいと思います。2点目、この法案が町や町民にどのような影響を与えると考えていらっしゃるのでしょうか。3点目、党派を超えて反対の声が上がっていることについての町長の見解を求めます。4点目、政府に対し廃案を求めることを町長に求めます。

質問の第2点目、児童館、学童保育施策を問います。3月議会で賛成多数で議決された法勝寺公民館の設置ですが、失礼しました、法勝寺児童館の設置ですが、学童保育併設で提案されていることから、それについての反対の声が大きく上がり、議会もその声に趣旨採択の意思を示し、改修計画も保留となっていることは周知の事実です。現在、児童館、学童保育のあり方を検討委員会で討議中とのことですが、法勝寺児童館設置が大前提の論議は住民の思いとの矛盾をもたらすものになってきているのが現実ではないのでしょうか。児童館設置について改めて町の考えを問

い、旧すみれ保育園園舎を児童館とする計画の撤回を求めたいと思います。学童保育については、現行のプラザ西伯の改修を求め、専用施設での実施を検討することを求めて質問いたします。

まず1点目、町の児童館建設のビジョンをお伺いします。2点目、この今回の学童保育移動のおおもとになっております、すみれ保育園園舎の使い方の問題ですが、すみれ保育園園舎の改築理由、あのときどのような理由で改築なされたのか、改めてここで伺いたします。3点目、これまでいろんな場所で、議会でもいろんな委員会ですね、保護者の説明でもプラザ西伯を児童館、学童保育の専用施設で使うことはあり得ない、こういうふうに言ってきましたが、プラザ西伯の改修の可能性についてはどうなのか、これをお伺いいたします。4点目、学童保育を専用の施設での実施を求める声に対してどのような見解を持っておられるのか、それを問い、再質問したいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 真壁議員の御質問にお答えします。

最初に安保法案についての町長の見解を求めるといことでございます。まず、憲法地方自治法を遵守すべき立場の町長の見解についてでございますが、日本国憲法の基本理念であります平和主義をいささかも変えてはならないと考えております。また、大量破壊兵器、弾道ミサイル、サイバー攻撃などの脅威などにより、日本を取り巻く安全保障環境がますます厳しくなる中で、争いを未然に防ぎ、国の存立を全うし、国民の生命と平和な暮らしを守るためにいかにすべきかについても考えていかなければならないと思います。このような中、政府がこのたび提出しました平和安全法制の整備のための関連法案は、国際平和支援法と自衛隊法改正案など10本を一括した平和安全法制整備法案の2本立てで、日本を取り巻く安全保障環境が大きく変化していることを踏まえて、あらゆる事態に対して切れ目のない対応を可能とする内容と伺っております。戦争法案などちまたでは言われておりますが、政府の説明によりますと、戦争をしないための平和安全法案は、憲法の平和主義の理念など守り抜く伝統は維持し、国家と国民の安全と繁栄を守り、世界の平和と安全を確かなものとするとして、人間の安全保障を含む積極的な平和主義のさまざまな取り組みと相まって、子供たちに平和な日本を引き継ぎ、未来を創造するものであるとしています。衆議院において116時間以上に及ぶ審議や外部有識者の意見を聞くなどの手続を経て、7月16日の衆議院本会議で可決され、現在は参議院で審議されておりますが、参議院においても、これまで以上に徹底的にかつ慎重に十分な審議が行われることを期待するものでございます。

次に、町や町民への影響についてであります。徴兵制の復活につながると喧伝されておりますが、憲法の規定で平時であると有事であるとを問わず、認められないと政府答弁されております。

ので、これは影響はないと思います。

なお、自衛官の募集事務につきましては、自衛隊法等に基づき行われて、また法定受託事務と定められておりました、国にかわり県及び市町村がすべき事務となっております。

近年、日本を取り巻く安全保障環境が悪化してきていますから、あらゆる事態から日本の安全と住民の平和な暮らしが守られなければなりません。そのためには、戦争を未然に防ぎ、万が一の場合は住民の安全を守り抜くための仕組みは必要であり、またそうあるべきものでなければならぬと考えます。町は各種災害だけではなく、テロなどのあらゆる事態に対しても国民保護法等にのっとり住民の生命、身体及び財産をしっかりと守っていかなければなりませんので、必要な法整備は行っていただき、万一の折に町も町民も困らないようにしておくべきだと考えます。

次に、党派を超えて反対の声が上がっていることについての見解でございます。これは戦争に賛成か反対かと問われれば、ほとんどの人が反対とお答えになると思いますし、私もそのような設問なら反対でございます。しかし、国防という極めて高度な判断が必要な事項について、簡単に賛成か反対かなどをお答えするだけの能力も知識もございません。ただ、近年我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応して、従来そのままでは平和と安全が確保できないとの政府の御判断があり、選挙でも公約して勝利をおさめ、閣議決定をして進められ、衆議院で議論を尽くし、賛成多数で可決されたわけですから民主的な手続を経ていると思いますし、選挙公約して勝利しているわけですから、多くの国民の支持を得ているものと考えます。

最後に、政府に対し廃案を求めることを町長から言えということでございますけれども、これは外交や防衛に関する事項については国の専管事項でありまして、そのような考えは持っておりません。しかしながら、全ての町民が平和を願っており、国におかれては責任を持って国民が平和に暮らせるように取り組んでもらいたいと願っております。このため国会において丁寧かつ建設的な議論を十分に尽くしてもらい、また、政府においては国民に対してわかりやすい説明を行うとともに、何にも増して外交努力により争いを未然に防ぐことを、これまで以上に求めたいものでございます。

次に、児童館と学童保育施設を問うということでございます。

まず最初に、町の児童館建設のビジョンを問うとの御質問です。児童館は地域の子供たちが自由に来館できる児童厚生施設です。異年齢の子供集団の中での遊びを体験できるとともに、遊具で自由に遊んだり、図書室で本を読んだり、勉強したり、おしゃべりしたりと子供たちはそれぞれ思い思いに過ごすことができます。このような自由な活動ができるような環境を整え、充実した時間を過ごせることが児童館活動の軸となり、子供の健全育成にとって重要な役割を担うと考

えております。また、児童館が地域社会の子育て資源を発掘し、それぞれをつなげ、ネットワークを広げていく役割を果たすことにより、子供に関する福祉機関、教育機関、文化機関、地域団体での連携が密になり、被虐待児や不登校児など問題を抱えた子供とその保護者や若者、保護者世代、お年寄りをも含めた地域社会のさまざまな人々と子育てを回路としてつながっていくことが期待できます。本格的な子育て支援施策を打ち出すのに当たり、西伯地区にぜひとも整備したい施設でありました。

そのようなことから、ことしの春に子育て支援の目玉事業として新しくすみれこども園を開設しましたが、もとのすみれ保育園の園舎はまだ耐用年数が残っておりますし、今まで多くの設備投資を行ってまいりましたので、修繕を行いながら児童館として有効に利用しようと思ったわけです。本格的な児童厚生施設として児童館を設置するわけでございますから、放課後児童クラブでも目指している遊びを通して子供の育成を図るという共通の目標に向かってお互いがさらに充実することを期待して併設施設を考えました。

南部町では子ども・子育て支援法に基づいて、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関しての必要な事項、その施策の実施状況の調査、審議を行う子ども・子育て会議を設置しております。この会議では、西伯小学校区でも全児童を対策としての遊びや生活、特に学習や体験の場としての児童館を設置してはどうかという話がありましたことから、すみれ保育園園舎を活用して児童館を運営することについて賛同をいただいたわけでございます。

また、放課後児童クラブを併設するということにつきましては、子ども・子育て会議では全員一致で賛成ということには至りませんでしたので、3月の最終会議において有識者から意見をいただいて、再度、子ども・子育て会議に図るということで意見の集約がなされました。3月の議会では、旧すみれ保育園の建物を放課後児童クラブの機能をあわせ持つ児童館として改修する平成27年度の予算を上程し、可決をさせていただいております。その間、保護者の皆様や地域の皆様からは放課後児童クラブを現行のプラザ西伯で行ってほしいという趣旨の署名や嘆願書、意見書が提出されました。これを受け、6月議会の民生教育常任委員会では、代表署名人からも意見聴取され、議会として趣旨採択をされたわけでありました。

町としましては、子ども・子育て会議の議論の結果に従って、西伯小学校区における放課後児童クラブなどのあり方検討委員会を立ち上げ、現在、検討をいただいております。この検討委員会に署名活動や6月議会の結果報告をいたしましたので、これらを踏まえた妥当な結論をいただけるものと思っております。児童館には専任の館長と指導員を置き、子供の健全な成長のための遊びを初め、さまざまなプログラムを用意して質の高い子育て支援を行う予定でありますから、どの

ような結論をいただいても、その流れの中で放課後児童クラブを運営することにより、さらに効果が期待できると考えております。

次に、すみれ保育園園舎の改築理由でございます。すみれ保育園は昭和51年に建てられた施設で、4園ある町立保育園の中では一番古い施設でした。入所する児童もだんだんと低年齢化し、3歳未満児の保育室などの部屋を増築して保護者の皆様のニーズに対応しておりましたが、0歳児を受け入れる部屋や給食室に離乳食をつくるための十分なスペースがなかったため、すみれ保育園では0歳児の受け入れを行うことはできませんでした。0歳児保育のニーズはふえておりますが、すみれ保育園で0歳児室を増築するには構造的に難しい状態でありました。そこで、そうした制約のない新たな場所に建設し、ニーズに応じていこうということになり、現在の場所に建設を行ったものでございます。

次に、プラザ西伯の改修ということでございます。西伯農村環境改善センター、これがプラザ西伯の正式名称であります。農林水産省所管の補助事業である農村総合整備モデル事業を活用して、昭和55年に整備されたものでございます。したがって、処分制限期間の50年を過ぎておらず、放課後児童クラブに改修となれば、当初の事業目的と違うために、財産処分する場合は国への承認申請を行い、財産処分により生じた収益に応じた金額に相当する補助金の対象になると思います。念のため県に問い合わせましたところ、現在のように一部を利用して財産の機能等を損なうことがない場合は財産処分の対象にはみなされないと思いますが、児童施設への改修となりますと、本来は目的外利用でもあり、国への承認申請、国庫への補助金の返納が必要となりますといった趣旨の回答を得ました。また、処分制限期間を経過した施設の場合は制限がはずれるために、改修する場合において手続や補助金返還は必要ないと回答を得ております。農村環境改善センター、プラザ西伯でございますが、農村コミュニティの形成を図る場として農業者など農村在住者の健康増進、農業地域の生活環境の改善など、農村集落の連帯感を高めることをもって農業の振興を図ることを目的とした補助事業でつくられた施設でございますので、おっしゃるような目的での改修や専用利用は難しいと考えております。

最後に、学童保育を専用の施設でということでございます。先ほど申し上げましたように、プラザ西伯は農村環境改善センターでありますので、放課後児童クラブ専用として使用することはできません。また、放課後児童クラブを専用施設で実施することは新たに設けることになるので、財政的にも負担が大きく、これはすぐには難しい状況であります。児童館は地域における子供の放課後の遊び及び生活を支援する役割を担うものでありますから、放課後児童クラブの機能、役割、活動を支える役割も持っております。したがって、児童館も放課後児童クラブも連携しながら

ら運営していくことになります。児童館を放課後児童クラブの職員が子供に寄り添い、子供から頼られ、相談できる存在となることによって、子供が悩みを早期に相談したり、子供のつまづきや問題の発生を予防したりすることも可能であります。この関係は小学生を超えて、中学生や高校生まで継続することになるわけでありまして、放課後児童クラブを小学生まで利用した後でも児童館に通い、自発的な社会的行動を促すことにより、児童館や放課後児童クラブでボランティアをすることもあると考えます。放課後児童クラブの子供たちをいろいろな人とかかわることで、地域とのつながりが深まるのではないのでしょうか。現在、西伯小学校区における放課後児童クラブ等のあり方検討委員会で御意見をいただいている内容や、今後開催する予定の子ども・子育て会議などの御意見を参考にさせていただきながら考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君の再質問を許します。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まず1点目の安保法案についての町長の見解を求めますのは、今回は、この安保法案は国政の問題ですが、憲法違反しているのではないかということが大きな問題になっていることから、憲法、地方自治法を遵守すべき立場の町長に聞くということで聞いております。町長は、さきの議会では多くの憲法学者が言ってるんだから憲法違反だとは思って、こういうふうにおっしゃいました。と同時に、憲法が国を守れるのか、こういうふうにおっしゃいました。その続きでの町長の答弁を聞いていきたいと思うんですが、町長は、この今回出されている法案については憲法違反だという認識は今もお持ちですか、ということです。そのこととね、もう一つは憲法9条で国が守れるか。次です、そしたら今回変えようとしてる法案で国を守ることができるとお考えか、この2つです。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。国政の、特に国防の問題などについては所管が違いますので、言葉足らずや答弁の足りないところはお許しをいただきたいと思いますけれども、私は憲法学者が憲法違反だって言ったので、これは憲法違反ではないかなというように思ったので、率直にそのようにお話しもさせていただいたわけですが、その後、いろいろな議論を経て7月の16日ですか、国会で、衆議院で可決成立したということでもあります。念のために内閣官房の出しておりますものをちょっと読んでみましたところ、これは憲法違反ではないと、憲法の解釈の範囲内の法整備であるということが主張で載っておりまして、衆議院でそういうものを認めて賛成多数で可決されているわけですから、そうだったのかなというのが今の思いであります。

憲法についてはそういうことです。それから、後段は何でしたかいね。

- 議員（13番 真壁 容子君） 今の法案で通れば国を守ることができるのかと思っていますか。
- 町長（坂本 昭文君） 今の法案で守ることができるのかどうなのかということについては、私もこれはわかりません。ただ、国においてそれが必要だということで提案をなさっておるのだろうというように思っております。
- 議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。
- 議員（13番 真壁 容子君） 町長は憲法違反だと思ったんだけど、衆議院が可決、まだ成立していませんよね、可決した段階で政府の文章を見たら憲法違反ではないと言ってるのだから憲法違反ではないのではないかということなんですけども、町長は一連のやりとりを見ていてね、国会の中で先ほども参議院でも100回も審議中断するっていう中で見えてきたことは、憲法で定めている憲法9条の内容に、集団的自衛権というのは明らかに違反するよと、去年の7月まで自民党も認めていたことをころっと変えたのだからことを言ってるわけですよ。多くの8割以上の憲法学者がいけないと言ってることについて、町長、実際はその中身がいけないと言ってる方はどこがいけないと言ってると思ってるというふうに認識なさってるんでしょうか。
- 議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。
- 町長（坂本 昭文君） 一般論でありますけれども、集団的自衛権はいけないということですけども、日米安保条約は集団的自衛権ではないのでしょうか。日米安保条約があったから戦後、一応70年間、戦争もなく平和な今日があったのではないかなというぐあいに思っております。憲法解釈などについての特別な、どこがどうなのかというほどの知識はございません。
- 議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。
- 議員（13番 真壁 容子君） ここで今回、日米安保条約がどうのこうのと言うつもりはないんですが、日米安保条約は集団的自衛権を認めているのではなくって、日米安保条約ができたのは日本近海に起こった周辺の国、日本の国が自衛するためにアメリカが助けますよと言ってるんじゃないかと、アメリカを助けにいくっていうようなことについては日本周辺のみなんです。そういうことを決めて、ずっと、私が言ってるんじゃないかと自民党が去年の7月まで言ってきたことなんです。それで去年の7月に憲法も変えないで集団的自衛権できるんだよと言ったことが今に至ってるわけですよ。そのことが憲法違反ではないかというふうに言ってるわけなんです。だからこそ多くの学者が反対しているわけですよ。私は少なくとも、非常に言いにくいのですが、事は、町長が先ほどおっしゃいましたが、徴兵制にはならないと国が、政府が言っていると、戦争法案ではないというのですが、これはもう論破されておましてね、自民党の政府

が、今の安倍晋三首相が憲法違反ではないと、憲法違反したことを憲法違反ではないということ言ってる首相が憲法を出してきて、憲法に書いてないから徴兵制はできないんだって誰も信じていないんですよ。そういうことが起こってるから整合的な答弁ができなくなってもめているわけですよ。私は、町長はやはりここに住む住民の命と安全を守る責任があると思うんですよ。

例えば、今、東京で学生のSEALDsなんていうところがたくさん毎日反対運動を起こしているというふうに報道されているんですけど、その方の一人、女子学生が、来年自分は就職するので、ここで名前を出してしゃべることについては、すごくリスクを伴うと。大分考えたんだけど、将来にわたって自分が受けるリスクより、この法案を通したほうがはるかにリスクが大きいということを確認して、自分はしゃべってるんだっていうことを聞いたときに、私は、仮に地方であっても政治家ないし公務員とはどのような態度をとるべきかということをお問われたような気がするんですよ。

そういうことで多くの住民が、南部町でも、とりわけ自民党の方々がどう言ってたかというのと、自民党は去年までいけないと言ってたんだと。これは政府じゃなく今の自民党の中核ですね、そこが書いたんだっていうふうに言ってるわけなんですね。そういうことを言えば、私は、町長は今回の分についてやはり拙速な結論出すことをやめるべきだということをおね、そういうふうに立つべきだと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほどから申し上げましたように、その憲法について特別な知識を持っていたり見解を持っている、そういうものではございませんので、憲法に違反していると言われればそうかなと思いますし、憲法に違反していないと言えればやはりそうかというぐあいに思うわけでありまして。政府も言ってますよ、憲法違反ではないということをお言っておりますので、それからそれをまた理解されて衆議院のほうでは可決になっておるわけでありまして、そういうことについて私が憲法解釈をどうのこうの言う立場には全くないというように思います。

あと、誤解がないように言っておきますけど、私はもう戦争は絶対してはいけないと思っております。もうこれは本当に310万人もの犠牲を払って今の今日があるわけですから、戦争はもう絶対いけない。ただ、憲法でも、それから、あるいは軍備でも何でも、そういうことを整備して国を守らなければいけないというように思うわけですね。何かあったときに憲法があるので大丈夫だなんてやなことにはならないだろうと思います。やはりこの国家の安全や国民の生命、財産をいかに守るかということについて、内閣は四六時中真剣にやってもらわんといいんというように思っております。今の状況はきっとですね、私の推測でございますけれども、平和な我が国を

守るため、あるいはこのまま発展させていくために一定の法整備をして、状況の変化に合わせて法整備をして、そういう施策を講ずるのかということについて、それは戦争につながるので反対だという御意見との拮抗ではないかというように思います。

先ほどおっしゃった学生の話ですか、そういう人も危機感を抱いて集会に参加をなさっておるということですが、私はそれはそれで、また率直な国民の気持ちだろうというように思うわけですが、ただ、政治を行う者には、いついかなるときでもこれさえ守っておれば、憲法さえ守っておれば安全だちゅうやなことにはならないと思うわけでありまして、やっぱりその必要な法整備というようなことは状況の変化に合わせて対応していかなければいけないというように思います。憲法違反、違反だということが明らかになれば、これは当然、憲法改正を国民に訴えて憲法改正をして臨むべきだというように思うわけですが、憲法違反ではないということをおっしゃっておられますので、法的にもそういう法理を説いておられますので、そうかなという気持ちでいるわけでありまして。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今の出されてくる法案が憲法違反だということね、学者ちょっと後に置いて、先ほど言ったように、変えようとするればなぜ国民に憲法を変えて、変えようと言わないのか、そこですよね、日本海新聞に出されている慶応大学の小林教授もそれ言ってますよね。彼は改憲論者なんですよ。改憲をするんだったら、まず憲法を変えろってこう言ってますよね。私は、少なくとも今ほとんどの方が反対してる多くの中の何人かの中には憲法を変えたほうが良いと思ってる方いらっしゃると思うんですよ。その方々も憲法を変えないでこれはないだろうって今言ってるわけですよ。その1つのいい例が、町長がおっしゃった選挙で公約なされたって言ってましたけども、前の選挙で自民党はこのこと言ってましたか、言ってないんですよ。言ってなくて、多数をとったんだけども言ってないわけですね。だからこそ自民党の中からもいろんな意見が出てきてるわけなんです。私は、町長はいつもの町長らしくないなと思うのは、憲法違反だと言われればそうですか、違反じゃないとそうですかという、そういう受け身の方ではないだろうなと思っているんですけどね、考えあぐねていらっしゃるのかなと思うんです。少なくとも、ここで共通点は立場が違って意見が違ってても事実は何かっていうところを見ていながら、住民にとって何が幸せかっていうことを考えていかなければならないのではないかなと思うんですよ。少なくとも、きょうは町長と憲法違反だというところで私は一致したいなと思っているんですけどね。こういうところでもめても仕方がないんですけどね。

少なくとも元最高裁判事的那須弘平さんという方がこういうことを言ってる、これどうでしょ

うか。自分は中立公正を本質とする最高裁の判事の職にあったことを考慮して、単なる政策の逃避に関する政治問題については発言は控えてきた。しかし、国を運営するもととなる憲法の大原則に深刻な変更が加えられるとすれば、全く別の問題になる。法律家として言うべきことをきちんとする社会的責任があると言って今の分は憲法違反だと、明らかに憲法違反だって言ってるんですよ。また、先日でしたか、国会に参考人と呼ばれた内閣法制局長官っていうのは、今までのお歴々の方々ですよ、政府のね。その方が憲法の基本原則からの重大な逸脱であり、現今の内閣法制局長官がどういう言葉使いました、難しい言葉で、いわゆる職務を逸脱しているってことまで言ってるわけなんですよ。ここまで言われていながら、私たちから見れば、野党が、そうか、今まで内閣法制局長官出してくるんだらうなっていうようなことになってくるわけですね。そういうことを考えた場合、少なくとも状況から見たら集団的自衛権っていうのは憲法9条のものでできないんだという立場に私は憲法を守るべき町長が憲法の中身を知らないっていうことは、やはり議会の場ではちょっと言いにくいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 真壁議員と憲法論議をするようになるとは思っておりませんでしたけれども、最高裁の長官だとか内閣法制局の元の偉い人が憲法違反だと言っておられるということですが、それは意見としていいのではないかと思います。私は、一つ思いますのにね、反対運動もいいんですけれども、なぜその違憲、最高裁に訴えて出ないんでしょうかね。最高裁の判断を求めたらいいのではないかと思うんですよ。求めてないですよ、反対運動はあるんですけど。ですから、最高裁にこの法律は違反だということで訴えて出たらいいのではないんでしょうかね。それから、元最高判事といえども、最高裁は15人で確か結論を出されるはずですから、それも一つの意見ではないんでしょうかねと思います。

それと、誤解がないように言っておきますけど、私は憲法を違反が明らかになっておるなら、これはもう何も言うことはないわけでありまして、憲法を改正してきちんと対応すべきだと思いますけれども、憲法に違反していないという法理論を展開して、それを国会の我々の代表で出られる代議士が衆議院で圧倒的多数で賛成可決されているわけですから、これは非常におかしい話だなと思っております。それを信じなければ、国が成り立たないようになるのではないのでしょうか。

それと、憲法を守って国が滅んではならんと言ったのは、実は1900、あれは何年でしたでしょうか、戦後間もなくですね、49年ごろだったと思うんですけど、チベットという国に中国が侵攻しましてですね、自分の国にしてしまったわけです。そのときに、チベットは御案内のよう

に仏教国であります。600万人程度の人口があったそうですけれども、120万人ぐらい亡くなってるんですね。平和憲法はなかった、軍備もなかった、ただ祈りがあったかもわかりませんね、仏教国ですから。やっぱりきちんとする備えというものは、いついかなる時点でも備えておかなければ私は平和というものは守られないのではないかと、このように思って、それを思っておりましたので憲法を守って国が滅んではいけないということを、あえて言わせていただきました。そういう安全保障、70年平和で来たんですけれども、近年の我が国を取り巻く周辺環境は大変厳しいものがあるだろうという、新聞報道などで思うわけでありまして、これはいかなる政権になっても、きちんと万全の備えをして国民の生命や財産をきちんと守っていただくと、戦争は絶対にしてはならないとかたい決意のもとに、そういう整備はきちんと日ごろから怠りなくやっていただかんといけんというように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長が戦争を絶対にしてはいけないっていうのは、それは、ほぼ国民のほとんど多数の気持ちだと思うし、この議会でも前回、陳情が出ましてね、この安全法案をどうするかっていうときに一致してるのは絶対戦争はいけないと。廃案にしようという人も、廃案にしないで、これをつくったほうがいいという人も、一致したのは戦争はいけないってことだったんですよ。そりゃそうですよね、戦争しようとするためにしてるんじゃないだろうってみんな見てますからね。ところが、こんなに8割の方も今回やめろ、憲法違反だって言ってる背景には、この法案を通したら戦争する国になるのではないかというふうにみんなが気がつき始めたからこそ、声を上げてるわけですよ。これは、町長がおっしゃるように政府の決めたことが正しいって言うてたら、戦前の政府は全部正しかったのか。ナチスドイツが政府が決めたことが正しかったのかっていうことになりますよね。だからこそ、今多くの方々が決めてることはどうなのかっていうことを声を上げ出したと思うんですよ。私は民主主義の中での……。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前11時01分休憩

午前11時01分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。（発言する者あり）

○議員（13番 真壁 容子君） 町長は聞きたいと言ってますよ。そういうことだから、それぞれが判断して憲法についてどうなのかっていうことを声を上げ始めてきたのではないかなというふうに思うわけですよ。（発言する者あり）そういうことではないでしょうか。次に、どう言いは

ったっけ、町長。備えておかななくては国がいつどうなるかわからんっていうか、備えは戦後70年の間、警察予備隊から世界中で何番目かの軍事力持って備えているんです。今回の法案は備えじゃなくって、それを持って出ていくことを決める法案だから多くの国民がちょっと待ってって言っているのではないのでしょうか。

国会の中ではね、先ほど解釈だと言ってきましたけども、全て言ったのは核兵器まで運ぶことができますよっていうことを、できるのではないかと、野党について。これはいけない、できるといふふうに、できないと言わなかったんですよ。（発言する者あり）あのね、これは解釈の問題じゃなくて法案そのものがそういう説明しかできない段階に立ってるわけなんですよ。だからこそ多くの方々が声を上げているのであって、より、憲法学者が言っているのは、今までの憲法9条を備えるどころか、かえって危険になるとも言ってるわけなんです。この点、どうなんのでしょうか、かえって危険になる。一つは、外に出ることによって標的にされてしまうこと。まず、自衛隊の犠牲が出るだろうということですよ、日本国民の安全どころか、かえって危険なのだっていうことについては、町長どんなふうにお考えですか、あの国会の討論見ていて。ここが明らかになってくるからこそ、今の若い人たちが声を上げてるんじゃないのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。いわゆる戦後の平和がアメリカとの安全保障条約に守られたものであったということは、これは余り争いのないところではないかというように思っております。そのアメリカとの安全保障条約は、これは集団的自衛権だというぐあいに理解をいたします。その集団的自衛権の相手方が、いわゆる世界の警察官をやめるということを堂々と公言して、そういうこともあってかどうかわかりませんが、近隣諸国では非常に我が国に対する、特に中国あたりは当たりが厳しくなっております。私は中国などがあれだけの軍拡をして他国を侵略し、そして南シナ海ですか、そういうところを埋め立てをして、いわゆる東アジアにおける非常に大きな脅威になっている。なぜそういうことにもっと国民は大きな警鐘を鳴らして批判をして、専守防衛で平和にやっというふうな話にならんのかなと思います。我が国ばかりが憲法違反だ、どうのこうの言っている、少なくとももう沖縄は自分の国の領土だって公言してますから、侵略を受ける可能性は以前よりも高いと思っております。国力もある、国力もついているわけですから。ですから、当然、そういう周辺環境の変化に対応した法整備などはやっていただかなければいけないということです。これは共産党が政権をとられても民主党でもどこでも一緒なことです。一党一派に偏らず、どうでもそれは対応して平和や安全を守ってただかんといいんと、これはもう国の専門的な、専管的な仕事なんですから、やってもらわんと

いけんということです。

日本が出るということですから、何か読んでみますと三原則というものを定めていて、そういう要件に当てはまらなければ絶対出ないということでもあります。また、そういうことをもって憲法には違反していないということを根拠になさっておられるようですから、何よりもそういう説明を受けて衆議院で可決しておりますが、そういう状況をもって今ごろになって反対だなんて言っても、私は何かおかしい話だなというように思うわけです。我々が選んだ代表が国会で審議時間も十分とって審議して、それで可決しているわけですから、これは私はどの政党がそういうことになっても、これは従わないけんというように思うわけですね。ただ、不安はありますよ、そういうことをしてどんどん出かけて、本当に戦争に巻き込まれたらどうなるのかというような不安はね、不安は当然あります。ただ、そういう不安を打ち消すだけの国家としての安全保障をきちんと確立をするということだろうと思いますから、一応今のところ参議院での審議というものを見守っておるというわけでもあります。

それから、政党のことなんですけど、さっきおっしゃったように自民党も共産党も何もないわけですね。どの政党でも国の安全保障のためには一致団結して平和を守っていくということが大事。回りの環境が変化するのに合わせて、やっぱりその変化に対応したものが生き残るとというのが、これはダーウィンが言った言葉だそうですが、賢いもんでなくて変化に対応できたものが生き残ると。これ安田さんもこないだの講演でお話しになりました。そういう変化を捉まえて、きちんと対応すると。そして、国民に安全安心を与えると、もたらすというのが政府の一番大きな役割ではないかなというように思っております。

私は、危険なのは中国はあれだけの軍拡をして大陸間弾道弾でもアメリカに打ち込むだけのもんでもつくって、それを堂々と誇示したパレードでもして、そういう心配な国が近所にあるわけですから、これは日本も少しは考えんといけんというようにも思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長が、一つはもう衆議院で決まったことだからね、それは憲法違反でないのではないかっていうことと、周りの環境の厳しい環境に対応しなければならないってことで中国を持ち出したんだけど、政府は中国を危険とみなしていないんですよ。国会で明らかになりましたよね。聞かれたら、日本は中国をそういう危険な対象とみなしていない。なぜかという、余りにも貿易関係の中で、ここが崩れたら日本の経済自体が成り立たないから、そういう関係を持ってるところで戦争起こったことは過去、例がないわけですね。少なくとも、そういうことについては日本がなぜ言わない、私に言うのではなくて、なぜ言わないかって、日

本政府は中国を敵と見ていないわけなんですよ。これ国会がはっきりしましたよね。私たちは中国の軍備増強をいいと思ってないからね、中国や北朝鮮みたいにならないような国にするために今反対してるわけなんですよね。

そのことともう一つ、もう一つはね、町長は日米安保条約で日本の平和が保たれてきたっていうんですけど、これ私、自民党員じゃないんですけど自民党の皆さんどうなんでしょうか。日米安保条約のもとでアメリカは常に日本に、海外に自衛隊出すことを言ってきたんですよ。それをとめてきたのが憲法9条を盾にした歴代の政府であった。この見解はどうですか。これは海部俊樹さんが言ってるんですよ。1991年に後藤田正晴氏の言葉を用いてね、海部首相はアリの一穴論を持ち出して、これを引いてしまったら日本は憲法9条を崩して憲法をほごにされる可能性があるということで、歴代の自民党、政府はそういう意味では体を張って、憲法9条をもとにして集団的自衛権認めないっていうことを言ってきたわけなんですよ。そういうことでいえば、今回の庄原市が自民党の県会議員が立ち上がっているのは、自分たちが変わったのではない、今の安倍政権が変わったのだっていうことを言ってるわけですね。そういうことでいえば、今の安倍首相のやっている、政府のやろうとしていることは憲法を変えなければならない集団的自衛権を日本がそれができるようにして海外に自衛隊を出していこうとする、こういうふうな法案になっているということは、これはもう今の国会での事実なわけですよ。そういうことに歯どめをかけようではないかというので、私は憲法を守る町長にそれを言ってほしいというふうに言ったんですが、ちょっと時間がないのでそれ求めておきます。

一つだけ、今ね、自衛隊が特に自衛隊を増強するために自衛隊が勧誘をしている。町内でも家にまで運んできて高校3年生に勧誘している。その中でわかったことは南部町の封筒を使って自衛隊が勧誘文書を持ってくる、これは事実ですか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。募集事務についてはですね、町のほうが委託を受けておりますので、町のほうの封筒で出してることは確かでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） こないだの答弁と違うのではないですか。町がやってるのは閲覧させてただけだって言ったじゃないですか。あなた方が条例と法律のもとでやってるの条例だけです。なぜ南部町の封筒で募集事務をやってる、募集事務なんかしたらいけませんよ。今の答弁違いますよ。なぜそういうことしてるんですか。ちなみに、封筒代もらってるんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長です。封筒代といいますか、委託事務費としていただいております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 少なくとも、それを封筒代って私は言えないと思うんですよ。あのね、今まで答えてきたのは、閲覧はさせるけれども、コピー等は出していないとおっしゃったでしょう。その封筒を使ってるということは誰がそこに、封筒にする作業をどなたがなさってるわけですか、封筒だけ提供してるんですか、封筒と名簿を提供してるってということなんでしょう、どうなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長です。名簿は提供しておりません。閲覧に来られて自分たちのほうでそれは記載して帰られます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長に聞いておきます。町が言ったのは、こないだ認めたように、閲覧もこれはお願い事項だから必ずもしないといけないってということではないんですよ。町は求めに応じて出していることであって、南部町の封筒を提供してやることは条例にも法律にも書いていないから、そうすべきではないっていうふうに思いませんか、町長。やめるべきです。なぜかという、仮に私たちが先ほど言ったように、この法案が通れば、町長はなぜ裁判所へ訴えないかっていうことは、法が成立してないからですよ、法律がないのに訴えることはできないからね、法が成立したら当然、全国的にこの裁判に問うことが始まるわけですよ。そういう中で、少なくとも犠牲者が出るかもわからない自衛隊を勧誘していくのが町の仕事となってくる、戦前とどこが違うんですか。なってきますよね。少なくとも、町はそういうことに応じるべきではない、封筒なんかを提供するべきではないということについて、町長どうお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほど答弁をしましたように、この事務は法定受託事務……（「3ページです」と呼ぶ者あり）3ページ、自衛官募集事務については、法定受託事務と定められておることになっておりまして、これは今までどおりしていけばいいのではないかと考えております。徴兵制ということをおっしゃっておられますけど、徴兵制はしない、できない、できないですね。できないと言っておられますから、そういうことにはつながらないというように考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 集団的自衛権は行使できないと言ってきた政府ができるという、ころっと変えたのが去年の7月1日、徴兵制はできないと言いながら変えることが予想できるのは明らかなことだということは多くの国民が言っているということです。私は、ここで元最高裁判事がどう言ってるか、非常に私は心に残ったことをここで町長に伝えておいて、次の質問に入りたいと思います。

この方は、今国民が良心に問うべきではないかっていうことを国民に問うてるわけなんですよ。憲法の理念が破壊されようとしている今、異国の戦場に散っていった兵士たち、戦火の中で非業の死を遂げた国内外の人々に対して私たちはこの前文の誓いを十分に果たしたと胸を張って報告できる状況にあるのか、このことを政治家、法律家はもちろんのこと、国民一人一人が自分の良心に問うてみる必要があると思います。私はこういうふうに今までやってきた憲法の番人と言われてる最高裁の判事が言ってることは非常に重い、少なくとも、地方といえども地方自治に携わって国民、住民の命に責任を持つ立場の者は、今こそ声を上げなければいけないのではないかということ町長に伝えて、次の質問に入ります。

次の質問は児童館の問題ですが、町の児童館の建設のビジョンをお聞きしましたが、まず、子育て会議や今のあり方検討委員会でも、児童館建設についてどのような児童館であっていいのかっていうことが本当に語られているのかなど。検討委員会でも児童館建設のビジョンということを言われましたよね。その中で、私はこのビジョンのことを聞いてたら長くなるので、南部町の西伯側に置く児童館というのは児童館の指針にいわれている、どのような規模の児童館で、どのような機能を持つことが大事だかっていうふうに認識なさってるわけですか。できたら、児童館指針にある小さい小公民館、児童センターとか分けてありますよね。どういうふうな機能を持つ児童館をつくりたいということで提案されてるわけですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。どの程度の規模のということですが、少なくとも会見にあります児童館の規模は最低でも必要ではないかと思っております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私がこの2番目で聞く児童館、学童保育施策を問う大きな趣旨は、そもそも今までそんなに問題にされてこなかった、児童館は大事ですよ。児童館をすみれ保育園の跡地につくろうということが出てきて、そこに学童保育が出てきたことから起こってる問題なんですよ、だから聞いているんです。会見の児童館というのは、これまでどのような機能を持っ

ていたんですか、そしたら。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。会見の児童館は人権施策のほうから建設をされたと同っております。そういうことですが、子供たちに遊びを通じてさまざまな体験をさせる、そういう場であるというように認識をしております。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は会見児童館のように西伯の児童館もって聞いたから会見児童館がどうだったのかと聞くんです。町長が言われたように、会見にある児童館というのは、平成26年度、去年までは人権対策言ってきた中で位置づけられた児童館でしたよね。全国的に児童館活動が起こってきたのは、いわゆる同和対策事業と絡んで地域に児童館を建設し、子供の健全育成を進めていこうってことで、特に広がってきたっていう歴史があるわけなんですよ。それが、ずっと引き継がれて、やっとことしになって一般施策化して、どこが担当になったって、児童館になったけど、それまでは人権対策の児童館だったんですよ。町が全町の児童を対象にした児童館事業とはとてもいえない内容なんですよ。とすれば今、南部町の児童館建設をいうのであれば西伯に児童館をじゃなくって、南部町全体の子供に対してどのような児童館構想が必要なのかということ打ち上げるべきではないですか、町長。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。その成り立ちというものは、先ほど申し上げたようなことでできたというぐあいに聞いておりますけれども、実際の運用、活用の中では子供たちの健全な育成、遊びを中心としたさまざまな体験の場となっておりますということでございます。

全域を対象にしたということは、これはいいことなんですけれども、いっても一般的には足りないといえば、交通の利便を持たない子供たちの施設でありますから、それぞれの地区の一つぐらいいいのではないかと聞いて考えて、今回の提案になったわけでありまして。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 申しわけないけど、確かに児童館と名前つくものは必要だっていうことは誰も否定することじゃないと思うんですよ。ところが、余りにも突発的に出てきたことと、場所についても、地域に聞いても一回も相談もなかった。子供たち大事にするといいながら築40年ですか、たちますよね、たつような、51年っていいですよと昭和30年でできて47年改築、1972年ですね、その後、51年に改築があったわけですが、この建物を持ってきて児童館にしましょうっていうのは、余りにもちょっとお粗末ですよ、幾ら使えるからといっても。

この構想が出てくる割には。それで、私は、町長はこの児童館の中にこういう言葉が出てきたんですよ。町長はね、今問題になってることは、ここで学童保育をやることについて町が提案したときに住民が反対したわけですよ、保護者が。この中にね、町長がここで一体化したほうがいいよと、学童保育と児童館は一緒のほうがいいよっていうことを言ったということで、町長も今いいのではないかっていうふうに言われたんですけども、町長は学童保育とどの事業を一体化したほうがいいと思ってるんですか。私は、政府が子ども・子育てのビジョンで言っている児童クラブと放課後子ども教室と一緒にすればいいっていうことを言ってるわけですか。児童館と何を、学童保育と何を一緒にすればいいって言っておられるんですか。児童館の活動を一緒にすればいい、どういうことを言ってるんですか。一体的に取り組むというのは、何を指して一体的と言ってるんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） その件については前回からずっと言っておりますように、本格的な児童厚生施設を設置するわけでございますから、本格的な。放課後児童クラブも、あるいは児童館も目指しているところは子供の、遊びを通して子供の育成を図る、健全育成を図ることになっておるわけでありまして、そういう児童館を建設するということを言いながら、学童保育はプラザ西伯の間借りでやってくださいとはちょっと言いにくかったということでもあります。それぐらいのことなんですわ。

突然出たというようなことをおっしゃいますけれども、これは議会のほうからも、石上議員さんのほうからも御質問をいただいて、跡地の利用ということについて御提言もいただいたわけがあります。ですから、突然そういうもんを降って湧いたような話ではない。

それから、お粗末だと思いませんか言いますけど、つい去年までは保育園でみんなが利用して、利用者の要望に応じて年々に設備投資をして立派な設備になってますよ、エアコンがついたり、いろんな要望に応じて年々整備してきたわけですから、これを壊してしまう、取り壊してしまうというようなことは、これは町長としてはもったいないわけがあります。ですから、そこを活用して長年、児童館がなくてちょっと肩身の狭い思いもしていた人もあるだろうし、それから放課後児童クラブで低学年に区切っておりました。なかなか行き場のない子もあるというような住民の皆さんの声も聞いておりましたので、児童館を設置すれば、そこに放課后来て、児童クラブではなくても面倒を見てあげることができるというようなことですね。それと、タイミング的には子ども・子育て支援を本格的に打ち出した中で、やっぱり一つの大きな施策の目玉になるだろうと、こういうことを考えて、あそこに児童館の建設をいったわけがあります。そういうことでよ

ろしいですかいな。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そしたらね、町長がそんなに言って、せっかく本格的につくるんだから児童館をとおっしゃいましたが、そしたらちょっと置いといて、放課後子ども総合プランっていうのが文科省がやりましょと進めますが、そのときに放課後子ども総合プランでは学童保育と放課後子ども教室の整備を進めていくと、こう言っていますね。これについてはどこでしようと考えてるんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 課長、ございますか。ございますか、休憩。（発言する者あり）

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 放課後子ども教室についてはちょっと勉強不足でわかりません。文科省が言っておるようでございますから、これは教育委員会のほうで対応していただきたいというように思っております。

それから、放課後児童クラブについては、これは厚生労働省のほうで、これを整備して全体的な子育て支援をやれということになっておりますから、当然これの整備などに力を入れていくということでもあります。何がお尋ねになりたいのかあんまりよくわかりませんが、要は子供の健全育成を南部町もよそ並みにしっかりやりたいという提案ですから。（発言する者あり）そういうことですから、あんまり誤解のないようによろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 教育委員会、答えられますか。（発言する者あり）

教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。放課後子ども教室というメニューといたしましょか、これ文部科学省のほうが所管をしているというように認識はしておりますが、本町におけるいわゆる放課後という、放課後ですよね、子供の居場所については従前より放課後児童クラブですか、そういう方向の中で整理はされてきておりましたのであえてと言いましょか、そういうものを別途創設をするというようなことについては余りこれまで検討はしてきた経過はございません、という話ですか。

○議長（秦 伊知郎君） どうぞ、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、町が本格的に子供に取り組んでいきたいっていうから、政府が言ってることを私は聞いてるんですよ。児童館を本格的につくるというので虐待の問題も言われました。どうして児童館を構想するときに健康福祉課等がリンクして、虐待の問題についてはどのような体制をとるっていうような方針が初めてできて、児童館構想が打ち出されるんじゃ

ないですか。同時に、今政府が言ってるのは放課後子ども総合プランでは学童保育と放課後子ども教室を整備させようって言ってるんですよ。恐らく教育委員会も取り組んでくることになろうと思うんですが、放課後子ども教室ってのはどういうことを言ってるかということ、全国の小学校区において放課後や週末等に小学校の余裕教室を活用しながらつくっていく、いわゆるそうですね、学童保育とは違うものをつくってこうっていう、大前提としてるのは学校等を利用しながらってことを言ってるわけですよ。ここで言ってるのは、一体的にというのは学童保育してる子供たちもこの放課後子ども教室にも参加しようと思ったら参加していいよと、参加できるような取り組みが必要ですよっていうことを文科省は言ってるわけなんですよ、一体的に整備しようってね。とすれば、うちの町は、町長は児童館って言ったんですけども、恵まれていたのは小学校の身近なところに公共施設があったということなんですよ、それがプラザ西伯だったんですよ。そうですね。身近なところに公共施設があって、目的外使用だけど使うことができたというのは、これ西伯小校区にとって非常に恵まれたことだったと思いませんか。ほかはなくてよそ探したりするんだけど、非常に恵まれたところを利用してつくっていたのがプラザ西伯だったんですよ。今度もし子ども教室をやれてことになったら、空き教室もそうだけでも向こうに児童館つくっちゃっててそこでやれてことになったらね、子供が全部そこへ通っていかんといけなくなるんですよ。これ文科省、教育委員会もかかってきますから、小学校も当然リンクしてきたら小学校の周辺で行うことが一番ベターなんですよ。ということを考えたら、総合的に考えたら児童館構想は今、早々にすみれ保育園跡地とするよりは、全体的なことを考えたら学校周辺のものを使いながらできていく工夫が一番いいのではないかと。選択とすれば、そういう意味では保護者や指導員の方が投げかけてくれたと思うんですよ。あっこの場所動きたくないよっていうのは当然に安全のこと考えたらそうだし、今後の活用を考えてもやはり学校周辺が一番適当ではないかと思うのですが、町長は今の段階ではもう児童館と学童保育一体とは捉えていないと私認識したんで、それでいいですよ。捉えていない、別に別でもいいのではないかと、近くがいいのではないかと、これどうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長は一緒にやりたいということで提案をいたしました。そういう前提で議決もいただいたわけですが、子ども・子育て会議のほうで専門的な方のあり方委員会というものでも御意見を聞かせてほしいということでございますから、今、あり方検討委員会をつくって、これは専門家ばかりでございますから御意見を伺っている最中でありまして、したがって、今ここでそういうぐあいにも言ってもらおうとちょっと困るわけでありまして、あり方検討委員

会の意見をいろいろ言っていただく、専門家の意見をいろいろ言っていただく、その結果を子ども・子育て会議のほうで議論していただいて、最終的には町長がその議論を判断して決定したいというように思っておりますので、いましばらくお待ちをいただきたいというように思います。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員、時間が少なくなりましたのでまとめていただきますようお願いいたします。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、はい。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長はそもそも私は、町長認識していただきたいのは、そう言ったら怒るかもしれませんが、全町を挙げて十分な児童館対策ですね、どこから突かれてもなるほどというような本格的な児童館対策を十分に準備しない段階で住民の声を聞かずに場所を決めてすみれ保育園にして、そこで住民の声や利用者の声を聞かないで学童保育を一緒にしようというふうに決断したことが、私は今回の大きな町長のミスではないかというふうに思っているのですよ。それと同時に、検討委員会を立ち上げたと言いますが、検討委員にせっかく専門家をお呼びしていながら、何を考えさせてもらってるかというところをどこにすればいいかってことに尽きるじゃないですか。私は余りにも気の毒だと思ったんですよ。もしそうであれば今までの問題を、今まで出てきた指導者の意見や嘆願書、要望書等を全て検討委員の方々にお出しして南部町の現状どうであったかっていうこと見ていただきながら、何が問題になっているのか、問題になっているのは住民の声を聞かずに学童保育の場所を決めたことが問題になってるんですよ。ひいて言えば私はそのことが、すみれ保育園の跡に児童館をといて決めたことから来ているというふうに考えざるを得ません。であるならば町長は、町は議会が児童館することを決めたとおっしゃいますが、これはまだ実施するようになっていません。そういうことを考えれば、今回のすみれ保育園跡に児童館を持っていくことを見直すこと、周辺の整備も含めて保護者や利用者、子供たちが言っている子供の安全を一番に考えるのであれば、学童保育をせっかくいい場所にあるプラザ西伯を中心として、そこに専門的に使えないのであれば専用施設に変わるように使えるような工夫をしながら改修をして使っていくことを求めて質問を終わります。

答弁結構です。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁をさせます。

○議員（13番 真壁 容子君） ああ、そうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 最後のくだりですけれども、児童館をやめということですか。すみれ保

育園での児童館をやめなさいということでありますぐあいに聞きましたけれども、そういうわけにはいきません。これは児童館をすみれ保育園に設置をするということは決めていただいておりますので、進めさせていただきたいと思います。ただ、放課後児童クラブをこれに併設するというについては先ほど申し上げたように、私はそれがいいのではないかと感じておりましたけれども、いろいろな御意見もあるようですので、今検討をしていただいております。

それから、あり方委員会、せっかくの専門家に来ていただいているということですが、あり方委員会にこっちにきなさいとかこっちにきなさいとかそういうことを求めているわけではございませんよ。あり方委員会の意見、専門家の意見を子ども・子育て会議は求められたわけですから、ですからあり方委員会がこの地域をよく見て、こうあるべきだ、こうしたほうがいいねと、ここはいいけどここは悪いとか専門家としての御意見をいろいろいただければいいのではないかと、そこで結論まとめて、プラザにきなさいとか、あるいはすみれ保育園で一緒にきなさいとかそういうことを私は求めているわけではない。そこをちょっとはっきり言っときます。それを受けて、子ども・子育て会議がどのような御判断をなさるのかということであります。子ども・子育て会議にまた責任を負わせる気もございません。子ども・子育て会議も一人の、だったと思いますけれども、御意見を尊重して専門家の意見を聞いてここへ提出していただきたいことを言うておられるわけですから。子ども・子育て会議でもなかなかまとまらなかったわけですから、そういうことを子ども・子育て会議に負わせるわけにもいかないわけであります。結局そういういろいろな委員会つくったり会議をつくったりして、住民の皆さんや専門家の御意見を聞きながら、最終的には町長が判断をして、もう一度議会にお諮りするということになると思いますので、そういう会議に責任を押しつけるというようなことは考えておりません。よろしくお願ひします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で、13番、真壁容子君の質問を終わります。

ここで休憩に入ります。再開は午後1時からにします。

午前11時40分休憩

午後 1時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） それでは再開いたします。

9番、細田元教君の質問を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 皆さん、こんにちは。最後の一般質問をさせていただきます。

今回は2題でございますが、地方創生と地域包括ケアについてでございますが、地方創生についてのこの関連みたいな質問は過去にも3回か4回やったような気がいたします。1回目は10年前だと思いますが、限界集落の問題でこの件をやった記憶がございます。この限界集落が始まってずっと国のほうは地方が大変だということから、それからそういう質問をいたしまして、そのときから、10年前ごろからその質問をしましたら地域振興協議会ができたり、歴史をたどりましたらそのようになっております。それから国のほうはまち・ひと・しごと推進本部が立ち上がりました、つい最近です。そうしておるうちに、地方創生という文言が出てまいりまして、この地方創生についても、また前のまち・ひと・しごとづくりについても、そのたびに一般質問をさせていただきました。まちをつくるのは人、人をつくるのは仕事、そういう意味からやりましたら、ちょうどそのときに符合して国立音楽院が来たり、NOKが拡張したり、いろんな南部町でも変化がございました。

地方創生についてのときも、一般質問すると通告したときが、ちょうど今ここにおられます上川課長が県から来られたときでございます。通告をいたしまして想定質問されておられたようですけども、やっぱり地方創生というのは地方が輝かないけないと、そういう意味から質問したら、やっぱり地元が輝かないけんと、私やちは地元にはずっとおったら大概余り地元のよいところがわからないと。上川課長、鳥取から来られて南部町はいかがでしたかってお聞きしまして、何か頭が真っ白けになったって言われましたけど、自然がよいと、里山がよいというような返事が返ったやな記憶しております。

そういうことから、今回地方創生からC C R Cという話が持ち上がりまして現在に至っております。要は、国が10年前からこの地方について、この人口減少について何とか歯どめをかけようというような努力がずっとしておられます。その都度立ち消えになったり云々しておりますが、今回の問題は、前の総務大臣しておられました、地方創生会議の座長しておられました増田さんが提案、人口減少、要は市町村消滅、市町村が出るということが流れました。皆さん全国的にこれが本当にびっくり仰天で慌てました。我が鳥取県でも人口が増加するのは日吉津村だけであると、あと全部市町村の人口が減ると、時においては消滅する市町村も出かねないというようなショッキングな情報が出まして、本当に今、日本国中一斉にこの地方創生に取り組んでおります。

その期にして我が町の町長は今、福祉自治体ユニットの理事をたしかしておられると思いますが、その福祉自治体ユニットの理事の中で、町長が中心になって平成26年10月から人口減少に立ち向かう自治体連合代表世話人をなされております。自治体ユニット、また全国にそのような小さな町でも頑張るってこの人口減少に立ち向かうって言うように今盛り上がって町長は取り

組んでおられます。

そういうしているときに、ことしの8月25日、政府は地方移住高齢者がつくる共同体、C C R Cですけど、これを名称を生涯活躍のまちと位置づけられまして、政府の有識者会議であります高齢者の拠点云々の日本版C C R C、これをそのように命名したという記事が出ました。16年度に新型交付金、来年ですね、を支援すると。年末に最終報告を取りまとめて、具体的には事業の運営は企業や医療、社会福祉法人、大学などがつくる組織になることを想定して司令塔となる人材を配置してこれをやっていくと。またもう一つの新聞によりますと、基本計画がここできた、有識者会議の中間報告でございますが、生涯活躍のまちは都市部の高齢者に地方に移住してもらい周辺住民との交流で地域活性化を目指す構想と、これがちょっと誤解を生むような問題になりましたけど、東京とか都会から高齢者をこちらに来させるのかと、そういう先進地ちゅうところもありますが、早速これを手を挙げたのが鳥取県でした。鳥取県で、ほんなら高齢者を移住してこっちに来させるかっていうことで県が手を挙げられましたけども、現実には介護人材等が不足して、とってもしょうことは無理であると、待機者等もおられてしょうことはないと。しょうしておるうちにC C R C構想が出ました。

そのC C R C構想が出たときに厚労省の中で聞きましたらば、最初に手を挙げたのが鳥取県では南部町と湯梨浜町であると、南部町は早速手を挙げておられました。ということは、地方創生の大きな鍵はこのC C R C、生涯活躍のまちをつくる施策は南部町が先駆を切るだろう、しょういつもりで町長手を挙げたんだと思いますが、しょうしたときに100人委員会をつくられ、8月30日のマスコミですが、29日には、なんぶ創生総合戦略の最終提案書が町長のもとに出されたしょうです。そこで町長は、町や住民らが出資したりインターネットを通じて事業資金を募るクラウドファンディングサービスを活用して運営するまちづくり会社を創設すると、このまちづくり会社を総合戦略を動かしていくエンジンだと、しょうしょうな位置づけでしょうの総合戦略、地方創生を乗り切るとしょう決意をされたしょうでございます。

しょうしお聞きしませんが、我が町の地方創生についての基本的な方針、しょうの100人委員会からの提言を受けてだしおと思いますが、しょうしょうにされるのかしお伺いたしおと思います。

しょうし一点の地域包括ケアについてですが、介護保険がしとし4月に大きく転換いたししました。しおのしおしも地域包括ケアシステムに移行しょうしように大きくかじを切りました。しおの1つが、要支援1、2が地方の市町村事業になると、しおしてくださいねしおしおしでございます。

鳥取県内でしとしからしおしおしているしおところは日南町のみ。県内全部、しおしんど28年度、しおし年度からしおの要支援1、2が市町村事業に移って総合支援事業をしおしおしにしおしおしおしています。

ならば、総合支援事業というのは、要支援1、2が市町村に来たときには介護保険上では訪問看護とデイサービスが市町村に行くと、その2つとあと居宅のサービスですが、それをプロでさせるのが、ABCってのがありまして、プロでさせるのがA、Bっていうのが株式会社とか住民組織とかNPOとかそれであるのがB、CというのはもうPTやOT、専門職が特化して元気老人をつくるというこういう3パターンにあると。我が町はそれらをどのようにこれを乗り越えていけるのかということと、そうなれば総合支援事業また包括ケアというのは介護保険を中心としたいろんなサービスでございますが、我が町ではこの介護保険外でこの地域の住民をどのように包括的にケアをされるのか、これは各町村ともメニューはいろいろあろうと思いますし、ここで差が出ると思います。我が町も福祉の町と言われたぐらいですので、新しい取り組みがどのようにされるのか、壇上からですがお聞きします。あとは答弁をお聞きしまして再度質問させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 細田議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に、地方創生の取り組みについてでございます。人口増加対策ということで御質問いただきましたが、出産を担う若い世代の人口が減少し続ける状況下では人口減少は避けられず、この人口減少をいかに歯どめをかけ持続可能な地域社会を築いていくのかということが今後の町政のテーマとなってくると思います。

本町の人口動態を平成22年度から26年度までの5年間で分析してみますと、この間に人口は451人減少し、うち自然減が480人、社会増が29人となっております。この数値を見てもわかるように、人口減少の一番の原因は自然減といえます。死亡数は高齢社会ですからある程度やむを得ないとしまして、出生数をいかにふやして自然減を少なくするか、そして自然減をカバーすべく、いかに移住・定住をふやして社会増を拡大していくか、行政の施策としてこの2点に力点を置いていきたいと考えます。

南部町地方創生総合戦略については、先月29日になんぶ創生100人委員会からいただいた最終提案をもとに策定を進めているところですが、こうした観点で施策を盛り込むこととしております。

まず出生数を伸ばすことであります。本町の合計特殊出生率は平成25年で1.44と、県平均1.62を大きく下回っており、全国平均の1.43とほぼ同じレベルにとどまっています。この数値を上げていく必要がございます。そのために、若者の結婚支援対策として魅力ある雇用の創出により経済基盤の安定を図ったり、婚活イベントの開催や企業団体間の交流促進により若者の出

会場の場づくりを行うなどの取り組みを進めてまいりたいと考えております。あわせて子育て包括支援センターネウボラを通じて、妊娠期から出産、子育てに関して切れ目のない支援を提供したり、ワーク・ライフ・バランスの優良企業の認定制度を設けるなど、子育てしやすい職場環境整備を進めたいと考えております。

次に、社会増を拡大していくこと、言い換えれば移住・定住を促進していくことです。これにはまず、今住んでいる町民の方にこのまま南部町に住み続けていただくことが大切であります。そのためには若者世代、子育て世代、高齢者世代など各世代に南部町を住みよい町と感じていただけるように、地域の活力を創出し魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。具体的には、文化、芸術、スポーツによる地域づくりを進めたり、若者による地域活性化の取り組みを支援するほか、生活、福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワークなどで結ぶ小さな拠点を整備するなど、中山間地域集落の高齢者の生活支援にも取り組んでまいります。また元気高齢者の活躍を支援するとともに、統合医療を推進しつつ医療・介護サービスを安心して利用できる地域包括ケアシステムを構築してまいります。

人口の社会増を拡大するための取り組みとしては、さらに外から移り住んでいただく I・J・U ターンを促進していくことが必要になります。総合戦略の中でも地域仕事支援センターを核に、移住希望者向けの情報発信の充実に努め、空き家の活用などにより住環境と受け入れ環境の整備を行うこととしておりますが、特に私が力を入れてまいりたいのは、南部町版 C C R C の取り組みであります。既に新聞報道などでも取り上げられておりますので、少し時間をいただいて説明をさせていただきます。

米国などで普及している、高齢者が健康なときから介護・医療が必要な時期まで継続的なケアを受けながら生涯学習や社会活動に参加できる地域共同体を参考に、国が日本版の C C R C 構想を生生涯活躍のまちと銘打って施策として打ち出したものでございます。これは東京圏在住者アンケートで、都市住民の若い世代で 5 割近く、50 代男性で 5 割以上、女性で 3 割が地方移住の意向をお持ちになっていることから、東京圏を初めとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や町なかに移り住む環境を整備して地方への新しい人の流れをつくろうという国の総合戦略でうたわれているものであります。

南部町は福祉の町としてさまざまな施策を展開し、西伯病院は地域包括ケアシステムの拠点、認知症への対応にも強みを持ち、訪問看護も実施しています。ゆうらくは全室個室ユニットで 24 時間訪問介護体制も整備されています。また町内 7 つの地域振興協議会など、コミュニティーの活性化、あいのわ銀行のボランティア活動などハード、ソフトの充実で移住者に必要な福祉、

医療、介護、コミュニティーなどについて強力なメッセージを発しております。現在、県においてモデル構想づくりを進めていますが、町のこうした取り組みが認められ、生涯活躍のまちを行うなら南部町でと御推挙をいただき、共同で構想づくりを進めています。

さて、南部町版生涯活躍のまちの進め方ではありますが、都会から多くの方に移り住んでいただくというだけなら、これは民間ベースの自由な取り組みで行っていただければよいと思いますが、国の認定を得るには地方創生という観点に立って総合戦略にうたい込み、町としての明確な意思がなければなりません。私は地域の人困っていること、あったらいいなと思うことを移住者、アクティブシニアと言っておりますけども、そういう方の力をかりて実現する、そのために必要な人材を生涯学習のまちというスキームを活用して求めたいと思います。

次に、これらの方の住まいもお世話しなければなりません。先行しているところでは集合住宅やサービスつき高齢者住宅などを準備され、その一角に若者のアパートなども配置し、1つのコミュニティー、村を新たに形成するような例示もありますけれども、南部町の特長も考慮すれば、空き家の活用で分散型も併用したほうがよいように思います。

また、これらのお世話のためにまちづくり会社、これは仮称でございますが、を構想しております。というのも、役場の仕事としては異質ですからノウハウがございません。そのようなノウハウを持ったお方をプロデューサーとして呼び込むところからのスタートなので、町も出資したまちづくり会社を設立したほうがスムーズに進めることができると見込んでおります。情報発信し、南部町での暮らしのノウハウ、居住地の提供、活動場所のあっせんなどのお世話をして、人が循環するシステムに仕上げる必要があると思います。壮大な構想ですが、人口減少社会にあっても前向きでアクティブに未来を開いていきたいと思うところでございます。

次に、地域包括ケアシステムの構築に向けてでございます。御承知のように地域包括ケアシステムの命題は、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される仕組みをつくり上げていくということであり、つまり住民の住まい、暮らしを中心に据え、大きく医療・介護、生活支援、介護予防の3つの柱で成り立っているわけですが、総合事業はまさに生活支援、介護予防の部分に位置づけられており、地域包括ケアシステム実現のために総合事業への早期の移行実施が求められているところで、本町においても南部箕蚊屋広域連合を中心に来年4月の事業開始に向け準備を進めているところです。

総合事業の趣旨は、市町村が中心となって地域の実情に応じ住民などの多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に効果的かつ

効率的な支援などを可能にすることを目指しているわけですが、今後支援を必要とする軽度の高齢者がふえていく中、高齢者に社会参加や社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることを強く動機づけし、住民主体の取り組みを後押しし地域づくりをしていくことが肝になっております。

現時点で、本町で総合事業に位置づけようとしている事業について御説明します。総合事業は、大きく従来の要支援者を対象とした事業と一般の高齢者を対象とした事業で構成されております。従来の要支援者向けについては現行の訪問介護、通所介護のほか、緩和した基準によるサービス提供ができることから、シルバー人材センターなどの事業参入による実施を、また現在二次予防事業として実施しているシャンシャン教室を位置づける計画です。一般の高齢者向けには現行の一次予防事業であるはつらつ体操教室、脳トレ教室、貯筋運動教室などを位置づける計画です。加えて本町におきましては西町の郷がございまして、あいのわ銀行という互助の仕組みがありますが、今後地域包括ケアの早期実現に当たっては、こうした住民自身の主体的な取り組みへの支援を強化し、高齢者自身による生活支援の担い手としての社会参加や、介護予防の実践につなげていく必要があるわけです。西町の郷につきましては、一般の高齢者向けに位置づけ、運営体制の強化を図りつつ将来的には要支援者向けのサービスで運用を図ることも検討していきたいと思っております。あいのわ銀行につきましては、御承知のとおり制度改正したばかりでございますので総合事業への位置づけはしばらく見合わせ、まずは住民の皆さんへの新制度の理解、浸透を進めていかなければならないと考えております。

ただし、この総合事業の予算は財源を介護保険料に求めております。保険者である南部箕蚊屋広域連合が第6期計画で試算した地域支援事業の予算配分は、現在の予防事業においても既に配分枠を大きく上回る予算を執行しており、加えて西町の郷、あいのわ銀行を一般介護予防事業に位置づけ実施しますと、町費の継ぎ足しを行う必要も生じてまいります。広域連合から配分される予算を有効に活用するためにも、事業の優先順位を十分考慮し事業を実施してまいりたいと考えております。

引き続き南部箕蚊屋広域連合及び事業者の皆様と調整を行いまして、来年4月の円滑な事業実施に向けて努力をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君の再質問を許します。

細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

なんぶ創生総合戦略についてを再質問させていただきますが、今、町長からお聞きした中で、

出生率とか社会増とか元気な医療とかでありましたけども、出生率を促すとか社会増、移住・定住、地域の活力とは今の私やちの町がやってる施策の中に結構盛り込んでおられるのがたくさんございます。けども、この中で初めて聞くのが、元気な医療この状況を保つために、もちろん医療は医療ですが、統合医療という話が1つ、今ここに初めて出てまいりました。そおと南部町版CCRC。国が進めているCCRCはShea金沢とかゆいま〜る那須等の例を見ますと、サ高住、高専賃が中心になって、そこでいろんなサービスがついて高齢者が回っていくような分でございますが、その南部町版のCCRC、特に私が気にして今度言われました、町長が新聞の中で言っておられましたまちづくり会社、これが今度の南部町の総合戦略のエンジンであるというふうな位置づけされておられますし、このキーパーソンはこれらのノウハウを持ったプロデューサーまたコーディネーターが必要ともうはっきり言っておられますが、この件についてもうちょっと詳しく教えていただきたいと思えます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。南部町版のこのCCRC、いわゆる生涯活躍のまちということでございますけれども、一番その私が力を入れているというか、国のほうとしては全国に声をかけているわけですから、その中からみんな認めればいいわけですけども、多分そういうことにならない、予算の制限もあるというように思うわけでして、何とかこの特徴的なCCRCの構想を打ち出してほしいというのが国の担当者のほうからの説明であります。

したがって、私はいろいろ考えまして、この構想を実現するのに、やっぱり南部町がさらに発展していくためのその人材というものをこの構想の中から求めるというような発想がいいのではないかと考えてみました。それから実際にこれを運用していくのに、国のほうでは、都会にお住まいの方に地方に住んでいただくわけですから、政権がかわったら方針が変わったっちゃうやなことで支援が続かんようなことでは、これはもう信頼感に欠けるわけですね。したがって法律でもって進めようという、そこまで本腰を入れておられますから、そうしますとやっぱり私たちの対応の仕方として、来られた方もそれから受けるほうもやっぱり会社形式で、まちづくり会社というような形式でこのCCRCを進めていくほうがよりよいのではないかと、そういうように考えました。この2つが南部町版のCCRCの非常に特徴的な点だということに思っております。

その魅力的なCCRC、生涯の活躍のまちづくりをするのには、やっぱり何が魅力に映るのかということですね。1つは先ほどもおっしゃったような豊かなこの景観、里山というようなものをデザインするというようなことをイメージ戦略のほうでも言っていましたし、その内

容ですね、内容。その町に行きて自分が必要とされているという、その必要とされている、十分にまだまだ自分の持っている力を生かしてその町の発展などに貢献ができるというような生きがいつくりの部分とか、そういうものを構想した場合に、そういう個別なさまざまなお方の希望や状況に応じてきめ細かに対応するちゅうようなことはなかなか行政の職員ではこれは難しいのではないかと。むしろまちづくり会社などで選任のスタッフを置いて、そしてその支援を継続していくようなスタイルが望ましいのではないかとということであります。

話が堂々めぐりになってしまいましたが、統合医療というのは新しい概念のように聞こえますけれども、実際問題は、実際、近代の西洋医療ばかりではなくて、伝統的な薬膳をやったり、あるいは薬湯だとか、あるいは鍼灸マッサージ、整体、さまざまなことをしながら健康を維持し増進なさっておられるそういう実態というのを見ながら、実態がそういうぐあいになってますからそういう実態を見ながら、例えばこのC C R Cでそういう道の特別な専門家というような人をお招きすることができれば、私はこれは町民の健康維持だとか改善に非常に効果的ではないかと、このように考えるわけであります。そういう統合医療というのも一つの目玉に打ち出して、南部町を魅力あるC C R Cの候補地であるというぐあいに仕上げていきたいというように考えているわけです。ちょっと言葉が足りなかったかもわかりませんがそういうこと。

ああ、それともう一点ですね、このリクエストというもの、どういう人材が欲しいのかということについては振興協にいろいろ御意見をいただこうというように思っているわけです。例えば南さいはくあたりはイノシシの被害で随分悩んでおりますが、ハンターが高齢化していると少ないとかいう事情があって毎年大きな被害を受けております。例えばハンターをこのC C R Cで来ていただきたいというような要望が南さいはくのほうから出れば、これをC C R Cのその何ていうかな、仕組みを使って来ていただくと、そういうことを想定しているわけであります。それから、そういうことですから結局住む場所は、やっぱりサ高住などのものを否定しているわけではございません、否定しているわけではないけれども、それぞれの振興協議会ごとに大体空き家もたくさん出てきますし、それから空き室もたくさんございます。そういうところから入っていただくほうがいいのではないかと、いわゆる分散型ですね、そういうものも併用して進めていきたいというように考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今お聞きしまして、国が進めておりますモデル事業が出ましたC C R Cと南部町が進めておりますC C R Cとは若干違って、私は国が進めているようなC C R Cならば大きな会社がそういうものをつくってまって、どんどん来てもらえばいいかもしれませ

んけども、本当に来るかどうかわからないし、来てからどうするだっという問題が起きますが、今話を南部町版のC C R C、生涯の活躍する場所ですが、地域振興協議会にどんなニーズがあるとか、どういう問題があるかとかを全部調べていただきまして、今南さいはくの例を言われましてたけども、ハンターとか。もう一つ私お願いしたいのは、そういうことならば、この南部町は中山間地域で7割が山林、あと田んぼ、残りが宅地なんですけども、それらを生かすようなノウハウを持ったような人をぜひともスカウトしていただき、それを空き家にぜひともしていただきたいということと、そういう人がもし見つかったならば一回来てちょうだいと、南部町に。来てまって、どうですか、見て。あなたが思い切り仕事できませんかっていうぐらいなそのようなシステムは今回これにできますでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。できないことはないというように思っております。

私どもがざっと考えておる、どういう人がというようなことなんですけども、例えば南部町には学習塾がないことはない、あるわけなんですけども、英会話の塾なんかはないわけでありまして。英会話を学びたいとかいうような方は学習塾だとか、あるいはI Tの企業家だとか、これは徳島の神山町というところがやっておりますけれども、そういうI Tの企業家、それからレストラン、民宿などのノウハウを持ったような人だとか、それから美しい里山でキャンパスを広げて絵を描いているというようなそういう人にも来ていただきたいなど、芸術家、アーティストですね、そういうようなこと。それから先ほど申し上げたような統合医療実践家ですね、実際に成果をおさめているような人に来ていただくというようなことを想定しているわけです。どのような御要望があるのかわかりませんが、やっぱりこの町に補強したい人材あるいはない人材とか、そういう人に来ていただければ町の活性化に大いに役立つのではないかとこのように考えているわけです。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） そのとおりでございまして、要は今私たちの住民、地域住民の人、例えば野菜農家、米、農家ですね、果実、林業もありますが、そういう人やちの所得が1%でも2%でも上げられるような人を私はこういうところで全国に公募したりされれば、これが南部町がそのC C R Cをしたおかげで、その人が来られたおかげで、町民の本当に所得が1%上がったと、2%上がったと、わしゃそこが目的でなければいけないと思う。人さえ来てもらえばええっというんだったらちょっと何かおかしいねと思いますけども、この考え、私の考えは町長、共有できませんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。そういう有為な人材を確保して町の活性化を図っていくということですから、結果として所得に結びつくということはこれは非常に望ましいことではないかと、このように思うわけです。ただ、それが目的ではございません。やっぱり目的は都市から地方への人の流れ、動きというものをつくっていくという国の大きな目標があるわけですから、そういう受け皿をきちっとして、そしてその政策をこの町の中で弱いところに生かしているということを考えているわけです。必ずしもその所得ばかりではないわけでありまして、所得につながればもうこの上ないということでございますので、御意見は共有できるのではないかと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 私はこれをやったおかげで南部町の地域が明るくなったと、本当にみんな元気な顔になってきたというようならんと、例えばこれ、もしそういうこと何もせずにこの人やちが来た場合、これ食べ物はない、何もなくて人に来させてどうなるだというような話になる前に、やっぱりそのように今、町長が言いました各振興区でいろんなニーズ等、恐らく予算見たら100万ついてましたね、この補正が。これらでニーズを掘り起こしていただき、こういう人やちを我が地域振興区に来ていただきたいならば、その人やちが思い切りそこで活躍され、自分も収入を得、またその地域の人もそれによって感化されて元気になる、そういう人を都会、東京からでも来ていただき、そういう目的が決まるとれば来やすいと思うんですね。今、国がモデルで行ってみたいって言われたのは、Shea金沢とかゆいまーる那須。名前だけでも人が行きますね、金沢、那須。なら名前でも鳥取県の南部町と、こら誰も知らんじゃないかと思う。大山ですら「おおやま」って言うかもしれん、米子ったら「こめこ」って言うかもしれん。そのように私は地域によってそういうニーズ、一番ええ、おもしろいって、こう言っちゃあ失礼かも、個人の名前を上げて申しわけないですけど自然観察員の桐原さん、全然ふぉんと来られて自分のノウハウを物すごい我が町で発揮されておられまして、教育委員会とか地域の子供やちを、南部町にはブッポウソウとかいろいろないいものがあるんじゃないか、里山にはすごいものがあるんじゃないかアピールされまして、みんながそのように意識改革されました。あのような人を私はネット等で出たら来やすいんじゃないかと思う。と思いますけども町長、この考えいかがですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。実はこの有為な人材を求めたいというのは、私の頭の中では桐原さんがございまして、本当にわずかの期間に南部町の自然の動植物などについてこ

つこつと実践家で働きかけをしていただいで、これだけ変わったわけでありませ。私は、ですからそういうお方が1人でも2人でも来て、前向きにこのまちづくりに取り組んでいただければ必ず変わると、新しい価値を生み出すこともできると、このように信じているわけです。我々が気づかなかった価値だとか、あるいは物の見方、考え方といったようなものを、彼女はわずかな期間に主婦をしながら与えていただいたわけですから、そういう方にぜひ来ていただいで、多様な物の見方、考え方、仕事の仕方、また職業などを通じて南部町がもっと元気のよい明るい町になればなあという願いであります。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 私もそう思ひまして、それでこの最終提案見させていただきます。ここには各課へと、ここに皆さん各課長さんおってですが、それぞれの問題点、課題点等が100人委員会の名前ですごい、いい提言されております。これらをそういう人やちが活用されればすごく変わるんじゃないかなと思っておりますが、町長、これがもし、これ恐らく国に計画書と出されると思うんですけども、これは国が先進事例ということで交付金がつきますね、これは。これ、つく可能性が俺はあると思うんですけども、町長、何とかしてこれつけていただきたいと思ひますが、いかがですかこれ。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。南部町版のC C R Cについては私は自信を持っております。こういう観点、発想で100人委員会のほうからも御提言をいただいで、そのつくっていく手法も評価をいただくものだろうと思っておりますし、当然交付金の最優先で対象にしていただかなければ困るといふように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） これは全国でもこれ、今一生懸命これ作成しとるんですけども、恐らくどこもできようと思ひますけども、あんまりこういうことなくてコンサルタントに丸投げしてるところが多いんです。それを創生で計画出しても、地域住民とか周りの人やちの意識が固まってないから動かないと。僕はこれを100人委員会等で練り上げてつくったやつが動きやすいと私は思ひまして、期待をしております。

そこでもう一つ、これ大事なところですが、お聞きします。こうをうまく回すエンジン役がこのまちづくり会社、仮称ですけども、ここですね、ここを融資、融資ってえだか、お金集めてつくると、人を雇うと、コーディネーターとかプロデューサーになる人を雇うでしょ。この人のお金つくって会社はつくったわ、人を雇ったわ、コーディネーターとかプロデューサーというのはそ

のような収入はあんまないと思うんですけど、この人の、ほんなら生活はどのようにしてこれ生活保障はなされるんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。まちづくり会社の経営ということについては、これはこれからいろいろ考えなければいけません。収入がなければ成り立っていきませんので何とかしなければいけないわけですが、一つ国が言っておりますのは、例えば南部町に都会の人が、自分が行きたく合うのかどうなのか、マッチングができるのかどうなのかというようなコーディネート役ですね、それから地元に来た来てみて、それで地元でうまくコミュニティーと溶け込んでやれるのかどうなのか、そういう不安が移住される人にはあるわけですから、そういうコーディネート役について支援をするということをおっしゃられます。したがって、国の支援をいただきながらサポートをしていくというところから最初動き始めるのではないのでしょうか。そういうことが動き始めていき、一定の水準になれば、もちろん紹介料などもあると思いますし、それから例えば今、町のほうで空き家を見つけて改造してどうぞと、こういうことをやっているわけですが、私は不動産業なんかもやられたらいいのではないかなと思うわけです。そういうリクエストに応じて町内のそういう在庫を調べて、こういう物件はどうですかというようなすり合わせですね、そういうことをやってもいいのではないかなと思うわけです。収入の道はとて最初からそんなことがどんどんうまく回っていくようには思えませんけれども、しかし一定の水準に達してめどが立てば、私は仕事はいろいろあるのではないかなと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 一番言っちゃならんことですが、国の補助金とかいろんな補助金、負担金ならいいですけどね、補助金というのはこれ政策誘導ですので何年かはあろうと思えますけど、国の資料を見ましても、いつまでも頼るなど。今、町長が言われましたように、ある程度の水準とかそれなりのノウハウ、例えばそういうプロデューサーとかノウハウをコーディネーターするならそれなりの知識、要は知的財産みたいなですね、その人の、このような人の価値ってというのはそれぞれ自分で、世間相場もあろうと思えますけど、そういう会社でそのようにして、まあやっとなってということと理解したんですけども、最初は国がそういう補助金でその人件費等はくれると思えますけども、今の地域おこし協力隊のようなものですね、それがひとり立ちするようにいろんなことを私はしたいと、せないけんはないかなと思えますけども、それをやったからはいなんて投げかけてまっちゃあちょっとまずいので、その辺のバックアップとかフォロー

一とかはやっぱり行政も責任持ってやっていただかんと、この会社が成り行かないようになったら困ると、ことについても一つお聞きしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。この南部町版の生涯活躍のまちC C R C構想というのは、先ほどもちょっと触れましたけれども、ここで一発で終わるわけではないわけです、継続をしてまいります。都市から地方への人の流れというものをしっかりつくっていくためには、国はもう法律を整備してやりたいということをおっしゃっていますから、ここで終わりというようなことには私はならないと思います。継続のための法整備を予定されておるということを聞いております。それから補助金ではなくて交付金であります。使途の自由度の高い交付金でそういう支援をしていこうということをおっしゃっていますから、そうはいつでも、いつまでも交付金や補助金に頼るようなことでは本当は続かんというように思うわけですから、やっぱり自分で運営をしていくような所得、収入というものが重要だと思いますね。例えば去年ごろからいろいろ話しておりますけれども、町有林を活用した薪づくり、そのためのまた薪ストーブあるいは薪だきボイラーの普及というようなことを営業の中に取り込んでいけば、結構商売になるのではないかなというようなことも思うわけです。いろいろ考えて、来られた年から来ていただいた皆さんの暮らしが成り立つようなことを一方でしながら、それをちゃんと最後まで面倒を見切るまちづくり会社というものを構想しているわけです、最後まで。ですから続いていくということですね。そういう思いであります。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この会社についてはわかりましたが、これでもう一つおもしろい今、町長が言われました統合医療ですね、これは初めて聞く話なんです。私もこれについて調べました。統合医療って何だっといういろいろ調べたら何てことはない、この私やち身の回りにある、要は東洋医療みたいなものですけどね、鍼、灸、マッサージ、整体、柔道整復師、アロマ、気功、薬膳、食事療法いろいろあるんですけど、要は西洋医療で保険点数にならない、保険点数になるのもあるかもしれませんが、そういう人を今米子でも点在しています、ぽっぽっぽと。それを南部町が一つの目玉としてそういう例えば診療所みたいなものをね、ここをつくって、どうぞ来てやってねっていうのは、これを全国的に発信すれば、そういうところは地域にありますけども、そのような専門的なところが固まるとこは全国あんまはないと思います。これを一つの目玉にすれば人がまた来やすい。そこでやっぱり国が言ってる民間の活力のC C R C、高齢者ばかりじゃない。国が言ってるのは高齢者のC C R Cですね。そうじゃなしに、そういう人やち

が滞在しながらそれをやって、元気になってまた帰っていただいて、入れかわりですね、そのような私はことも一つの手法かなと思いますけど、私のこういう手法については、町長、いかがな考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私もそういう意見に同感であります。実際、町民の暮らしを拝見しておりますと、本当に例えば腰が痛かったりすれば西伯病院に行きて注射も打ってもらわれるわけですけども、間ではまたマッサージに行ったり、鍼を打ったり、それから薬草を飲んだりいろんなこと、それからサプリメントは今ごろは物すごい勢いではやっておりますが、膝が痛いのでいろんな薬飲んだりいろんなことをなさっておられまして、実際問題は西洋現代医療と昔からあった東洋などの薬膳だとかいろんなものが一緒になった統合医療のような形で健康保持、維持をなさっておられるのが一般的です。したがって、そういうことを整理して、適切な西洋現代医療の先生のもとで、こういう薬膳なら薬膳がいいのではないかと、食事のほうからのアプローチ、あるいは漢方のほうからのアプローチ、そういうことを今の西洋医学の先生が整理をしてさしあげると。そのことがもっともっと効果を生むのではないかとこのように思うわけです。したがって、この統合医療の実際そういう先生がもうたくさん日本におられますから、そういう先生を例えばこのC C R Cでお招きをして、もちろんその現代医療、西洋医学を基礎にした現代医療が基本なんですけど、それだけではなくて今実際に町民の皆様がなさっておられるさまざまの手だてを、それよりもこっちの方がいいのではないかと、こうしてみたらどうですかというようなアドバイスをいただくようなことからスタートしていけば、もっともっと暮らしに役立つ、そういう体制というものができるのではないかと、このように思って統合医療ということを掲げているわけです。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 別に西洋医療を否定するんじゃないですけど、我が町には西伯病院を中心として開業医さんが4つか5つありますね。西伯病院はだんだんと今、ことしも赤字になりました。原因はいろいろあろうとは思いますが、一番大きなのは人口減少なんですね。だからこの統合医療等を利用して向こうから来ていただくと、いろんな人を来てまって、統合医療は統合医療、これはだけど西伯病院にかかった方がいいよとかあるんですよ。即効性が効くのはやっぱり注射とか薬なんですね。たら、やっぱり西伯病院に行きなさい、どこの開業医行きなさい、行ったがいい。そのために人が来てお互い共存していただければ南部町の一つの顔になる、魅力になるかと私は思ってます。これをぜひ続けていきさせていただきたいということと、もう時間がま

だあるか、やりますけども、こういうことを一生懸命しながら私やちの町の町民が本当に輝くような元気になる、いつ会っても明るいね、この南部町は明るいねっていうような町にぜひともしていただきたいのがこのC C R Cを地方創生版で地方創生から南部町版C C R Cを通じてこれが連携できれば私は一番いいと思う。何だかんだ言ったら町民が明るくなって元気で明るくなるならば何もならないと思う。私は一番好きなのは武田信玄の言葉が一番好きなんですけども、人は石垣、人は城なんです。このように私たち南部町の町民が一人一人が元気明るく爽やかに、このようになるようなこのC C R Cを活用して、ぜひともしていただきたいということをお願い申し上げます。

次は地域包括ケアの件ですが、今あるありまして聞きました。これは今実際やっておるものです、南部町で予防事業、また検診によっていろんな出た場合はそれについて、こおはあんどどこも行ったがいいよ、いろんなことしたがいいよ、シャンシャン教室通いになった。今やっています。これ以外に地域包括ケア総合支援というのは一つは要支援の人ですけども、そのほかでもその地域の、要は地域福祉を推進していきたい。これについて山口課長、ぼんと振りましたけども、一つに特化したらおもしろいと思う、運動なら運動、健康なら健康。せっかくまちの保健室ができたんでしょ、すごい好評ですよ。保健師さんが月に1回か、月に2回だったかな、わしゃ毎日って言いましたけど、月に1回でも1週間1遍でも振興区に来られただけで地域住民の人はすごく安心感あると。この人やちがもっと地域を掘り起こされて、地域には潜在的な人がおられるんですよ、元看護師さん、また介護福祉士さん。これらを活用してその地域の地域福祉をしていただきたい、一つ何か特化されたらいかがですか。要支援1、2、それもいいでしょう、我が町は健康でスポnet等を利用しながらいろんな資源を活用してやると。できませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 健康福祉課長、山口俊司君。

○健康福祉課長（山口 俊司君） 健康福祉課長でございます。御質問にお答えしたいと思います。総合事業も細田議員さん御存じのように幾つか類型は用意されておりまして、これはあくまで一応の類型、市町村が推進しやすいように置かれている類型でありまして、その中の多様なサービスというのがあるんですが、ここは本当に市町村がフリーハンドで書いていく部分でございます。ですので今は既存の予防事業、今やっているのを位置づけておりますが、これを二次予防のほうでは集中的にするものはシャンシャン教室だとか、あるいは一次予防のほうではつらつ教室だとかそういうのを既存の今のサービスを総合事業の中に位置づけて置いておりますが、これをずっと当然するというわけではございませんで、先ほど町長のお話からもありましたが、この総合事業の肝は住民主体の取り組み、通いの場の創出ですとかそういうものをどういうふうにつくり

上げていくか、行政のほうは後押しして、黒子となって、仕掛け人となってどんどんどんし
てくださいというのがこの総合事業の肝になってるわけでございますので、ひとまず既存のこ
ういったサービスは置きますが、こういった予防事業が展開していく中で、例えば二次予防から、
今二次予防、一次予防という言い方はしませんけども、要支援者向きのサービスから一般高齢者
向けのサービスまでの流れをどうつくっていくとか、一つの教室の中の卒業のルールづくりを
どうしていくかというようなものを整理しながら、やりながら新しい住民主体の教室ができ上が
ったりとかというようなことがあります。今、法勝寺のほうでよらいやというようなものもでき
つつありますし、そういったような住民が、行政が仕掛けていくんですが住民のやる気に火がつ
くような、そして新しい、そういった住民が介護予防の担い手となって進んでいくような、そう
いうようなことを描いていきたいというふうに思っております。またそれは創意工夫していきたい
というふうに思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 細田議員、残り時間が少なくなりました。まとめる方向で質問してくだ
さい。

細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今、課長がるよく言われましたけど、シャンシャン教室だ一次
予防だ二次予防だ、あのね、今テレビで聞いておられる方わからんと思うんです。簡単明瞭に、
やっぱり今一番地域の住民が元気になるように資源を活用して云々って共感しますけども、今
後地域包括ケアを充実するため総合支援事業を充実するためには地域の資源を活用せないと
思う、私は。これをちょっとこれが本当だと思う。あいのわ銀行はまだ途中ですので言うな
ことですので言いませんけども、これも大きな資源です。そういう資源を活用しながら地域包括
ケア、地域福祉を充実していきたいと思えますけども、最後、町長、この件について一つ大きく
まとめていただきたいと思えます。よう知っとられると思えますけど、釈迦に説法だと思え
ますけども、一つそこの辺をきちっとまとめていただいて、その町長の回答を聞いて担当課とかまた
いろんな方が、ああ、こっちの方向だないかなって思われると思えますので、よろしく願
いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。サービスを受けるほうとサービスをするほうという、
はっきり分けてやればわかりやすく非常にいいわけですがけれども、一方的にサービスを受けた
ほうは何か心の中にわだかまりが生ずるというようなこと、した方はそれなりに気持ちのいいも
のが残るかもわかりませんが、そういうこともあって、やっぱり持っている能力というも

のは最後の最後まで人に認められて大切にされると、評価を受けるということがその人の生きがいにもつながるということでありまして、これは町民挙げてサービスを受けたり、あるいは自分が持っている能力が残っている部分があればサービスをしたり、そういう関係をつくっていくことではないかというように思うわけです。介護保険では、はっきりとサービスをする人と事業者と受ける人と分けてやっておりましたけれども、総合事業という新しい概念を打ち出されました。この総合事業では、そういう先ほどお話になったような地域資源といいたいでしょうか、あるいは地域資源の中には自分の持っている、間では介護保険のお世話になるけれどもまだまだ捨てたもんではない、自分の力をまだ発揮したいという部分が残っている、そういうものも総動員して地域包括ケアという、みんなが住みよい町というものをつくっていかうというのが一番基本的な考え方です。

南部町には先ほど来申し上げたような制度的なものもたくさんありますから、そういう制度を通じて自分の社会に果たしたい役割を果たす、あるいは場合によってはお世話にもなる、こういういい関係で、ウイン・ウインの関係で地域包括ケアというものを進めていきたいというように考えております。答えにはならないかも知れませんが、そういうことを基本にしながら進めておりますので御支援をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 最後です。南部町の今度始まる地方創生の南部町版C C R Cを基本として、南部町が元気になるようなすごい施策で頑張っていたいただきたい、またいいコーディネーター、人をぜひともつくっていただき、住みよい南部町、また地域が光る、所得がちょっとでも上がるような施策をぜひともお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で、9番、細田元教君の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問は終わりました。

これにて一般質問を終結いたします。

日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、請願、陳情委員会付託を行います。

8月21日に開会した議会運営委員会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、各委員会に審査を付託するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、配付の請願・陳情文書表のとおり付託されました。

日程第5 上程議案委員会付託

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、予算決算常任委員会に付託いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。どうも御苦労さんでした。

午後2時15分散会
